かいけつサポート
認証紛争解決サービス

かいけつサポート
事業者ガイドブック

～認証紛争解決事業者の詳細を一覧に～

関東・甲信越版
〔令和4年4月1日現在〕

「かいけつサポート」は
法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスです。

法務省

は　じ　め　に

１　各事業者のページに掲載されている情報は、令和４年４月１日現在の情報です。

２　本ガイドブックに掲載されている事業者は、令和４年２月１日現在で認証を受けている事業者です。最新の情報は、法務省の「かいけつサポート」のホームページ（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html）を御覧ください。

３　各事業者のページ（３ページ以降）は、各事業者が作成した情報を法務省で取りまとめたものです。

４　目次の事業者名の後ろの括弧書きは、事業者が認証紛争解決手続を行う事務所の名称です。

５　事業者によっては、取り扱う紛争の範囲が複数の都道府県にまたがっている場合があります（例えば、東京都に住所がある事業者であっても、東京都以外の都道府県で発生した紛争も取り扱っている場合があります。）。また、テレビ会議システム等を利用した、オンラインによる調停を実施している場合もあります。詳しくは、各事業者のホームページを御覧いただくか、各事業者に直接お尋ねください。

６　目次における各種法人の法人名は、以下のとおりの略称で表記しています。

特定非営利活動法人・・・ＮＰＯ法人
一般社団法人・・・・・・（一社）
公益社団法人・・・・・・（公社）
一般財団法人・・・・・・（一財）
公益財団法人・・・・・・（公財）
学校法人・・・・・・・・・（学）

目　　次

●「かいけつサポート」って何？ ･･･ 1

●「かいけつサポート」を利用するには ･････････････････････････････････････ 2

1. 茨城県

《民事一般》

茨城司法書士会（茨城司法書士会調停センター） ･････････････････････････ 3

《労働関係》

茨城県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター茨城） ･････････ 4

《生活環境関係》

茨城土地家屋調査士会（境界問題解決支援センターいばらき） ･････････････ 5

2. 栃木県

《民事一般》

栃木県司法書士会（栃木県司法書士会調停センター こんぱす） ･････････ 6

《生活環境関係》

栃木県土地家屋調査士会（境界問題解決センターとちぎ） ･････････････････ 7

3. 群馬県

《労働関係》

群馬県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター群馬） ･････････ 8

4. 埼玉県

《民事一般》

埼玉司法書士会（埼玉司法書士会調停センター） ･････････････････････････ 9

《労働関係》

埼玉県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター埼玉） ･････････ １０

《生活環境関係、交通事故関係、家事関係》

埼玉県行政書士会（行政書士ＡＤＲセンター埼玉） ･････････････････････ １１

5. 千葉県

《民事一般》

千葉司法書士会（千葉司法書士会調停センター） ･････････････････････････ １２

《労働関係》

千葉県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター千葉） ･････････ １３

《生活環境関係》

千葉県土地家屋調査士会（境界問題相談センターちば） ･････････････････ １４

6. 東京都

《民事一般》

東京司法書士会（東京司法書士会調停センター すてっき） ･････････････ １５

（一社）ＩＬＣ（ＩＬＣセンター） ･････････････････････････････････････ １６

ミドルマン株式会社 ・・ １７
《商事一般》
（一社）日本商事仲裁協会（日本商事仲裁協会） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
（公財）全国中小企業取引振興機関協会（下請かけこみ寺本部） ・・・・・・・・・ １９
（公財）東京都中小企業振興公社（下請紛争解決センター 下請センター東京）・・ ２０
《知的財産関係》
日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（ＪＩＰＡＣ）東京本部） ・・・ ２１
（一財）ソフトウェア情報センター（ソフトウェア紛争解決センター） ・・・ ２２
（一社）ユニオン・デ・ファブリカン（ＵＤＦ－ＡＤＲセンター） ・・・・・・・ ２３
《消費者関係》
（学）立教学院（立教大学観光ＡＤＲセンター） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４
（一財）家電製品協会（家電製品ＰＬセンター） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５
（公財）自動車製造物責任相談センター（自動車製造物責任相談センター） ・・・ ２６
ＮＰＯ法人留学協会（留学トラブル解決機関） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７
（一社）日本流通自主管理協会（ブランド１１０番） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（Consumer ADR） ・・・ ２９
《事業再生関係》
（一社）事業再生実務家協会（一般社団法人事業再生実務家協会ＡＤＲ事業本部）・ ３０
企業再建・承継コンサルタント協同組合（中小企業経営再建紛争解決センター 略称：企業再建ＡＤＲ）・ ３１
《事業承継関係》
（一社）日本企業再建研究会（事業承継ＡＤＲセンター） ・・・・・・・・・・・・・・・ ３２
《金融・保険関係》
ＮＰＯ法人証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ） ・・・・・・・ ３３
（一社）日本共済協会（日本共済協会共済相談所） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４
《労働関係》
全国社会保険労務士会連合会（社労士会労働紛争解決センター） ・・・・・・・・・ ３５
ＮＰＯ法人個別労使紛争処理センター（労使紛争解決サポート首都圏） ・・・ ３６
東京都社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター東京） ・・・・・・・・・ ３７
（一社）日本フランチャイズチェーン協会（コンビニエンスストア相談センター）・・・ ３８
《労働関係、家事関係》
（一社）日本産業カウンセラー協会（ＡＤＲセンター） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３９
《生活環境関係》
（公社）日本不動産鑑定士協会連合会（不動産鑑定士調停センター） ・・・・・ ４０
（一社）日本不動産仲裁機構（日本不動産仲裁機構ＡＤＲセンター） ・・・・・ ４１
（一社）日本マンション管理士会連合会（マンション紛争解決センター） ・・・ ４２

《生活環境関係、交通事故関係》
東京都行政書士会（行政書士ＡＤＲセンター東京）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４３
《交通事故関係》
（一財）日本自転車普及協会（自転車ＡＤＲセンター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
《家事関係》
（公社）家庭問題情報センター（東京ファミリー相談室）・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
小泉道子（家族のためのＡＤＲセンター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
《スポーツ関係》
（公財）日本スポーツ仲裁機構・・・ ４７
《エネルギー関係》
電力広域的運営推進機関・・・ ４８

7. 神奈川県
《民事一般》
神奈川県弁護士会（神奈川県弁護士会紛争解決センター）・・・・・・・・・・・・・・・・ ４９
神奈川県司法書士会（神奈川県司法書士会調停センター）・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０
《労働関係》
神奈川県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター神奈川）・・・・・ ５１
《生活環境関係》
神奈川県土地家屋調査士会（境界問題相談センターかながわ）・・・・・・・・・・・ ５２
《生活環境関係、交通事故関係》
神奈川県行政書士会（行政書士ＡＤＲセンター神奈川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５３
《家事関係》
（一社）びじっと・離婚と子ども問題支援センター（ＡＤＲくりあ）・・・・・ ５４

8. 新潟県
《民事一般》
新潟県司法書士会（新潟県司法書士会話し合いサポートセンター）・・・・・・・ ５５
《労働関係》
新潟県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター新潟）・・・・・・・・・ ５６
《生活環境関係》
新潟県土地家屋調査士会（境界紛争解決支援センターにいがた）・・・・・・・・・ ５７
《生活環境関係、交通事故関係》
新潟県行政書士会（行政書士ＡＤＲセンター新潟）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５８

9. 山梨県
《民事一般》
山梨県司法書士会（山梨県司法書士会調停センター ちょっくらはなすけ）・・ ５９
《労働関係》
山梨県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター山梨）・・・・・・・・・ ６０

10. 長野県

《民事一般》
長野県司法書士会（長野県司法書士会調停センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６１
《労働関係》
長野県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター長野）・・・・・・・・・ ６２
《生活環境関係》
長野県土地家屋調査士会（境界問題解決支援センター長野）・・・・・・・・・・・・・ ６３
《生活環境関係、交通事故関係》
長野県行政書士会（長野県行政書士会紛争解決センター）・・・・・・・・・・・・・・・ ６４

「かいけつサポート」って何？

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、**裁判によらずに話合いで解決したい**というものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、一旦裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。

話合いによる解決

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続（ADR※）」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や**民間事業者が行っている**ものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。

法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、**民間事業者が行う紛争解決サービス**のうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして**話合いによって柔軟な解決を図るサービス**で、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」を御利用いただくことができます。

裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い（主なもの）

	裁　判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公　開	非公開（原則）
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費　用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あ　り	な　し

「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、
「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細な情報を公表しています。
この中からあなたのトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。

「かいけつサポート」ホームページ

かいけつサポート　検　索　➡トップページへ

民間事業者を探すには 4つの方法があります

事業者を探す

方法1 かいけつサポート一覧から探す

●かいけつサポート一覧から探す

方法2 取り扱う紛争の分野・範囲から探す

●取り扱う紛争の分野・範囲から探す

方法3 事務所の所在地から探す

●事務所の所在地から探す

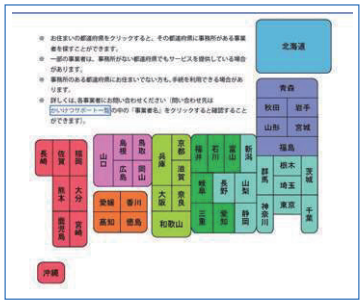

方法4 ガイドブックから探す

●ガイドブックから探す

利用の際の注意点

- 「かいけつサポート」は、話合いでトラブルを解決する場を提供します。相手が話合いに応じなかったときや、話合いをしても、トラブルの当事者同士で和解できなかったとき、トラブルの内容が話合いでの解決になじまないときなどには、トラブルが解決できない場合があります。
- 法務省は、「かいけつサポート」を提供する民間事業者の業務について「認証」をしていますが、法務省自らが「かいけつサポート」の提供を行うものではありません。

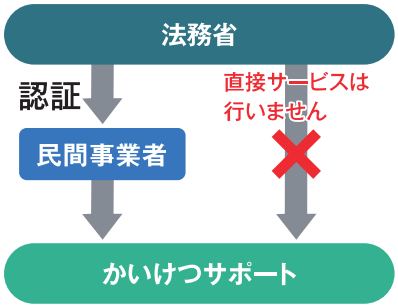

認証番号【103】
認証年月日 平成23年9月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城司法書士会
住所	茨城県水戸市五軒町一丁目3番16号
名称	**茨城司法書士会調停センター** TEL：029－225－0111 E-mail：LEU04726@nifty.ne.jp URL：http://www.ibashi.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～相隣関係、不動産関係、貸金・債務関係を中心に法的紛争を扱う。
※対応可能地域は茨城県全域

アピールポイント

・合意した内容を、合意したその日に文書にしてお渡しします。
・司法書士総合相談センター茨城（予約電話 029－224－5155）にて、事前に無料相談できます。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	5,500円
成立手数料	なし
その他	上記のほか、閲覧・謄写費用、証明書発行費用等があります。

実施方法

実施日時	平日/午前9時～午後5時（調停は、合意により上記以外の日時も可能）
手続実施者の構成	司法書士2名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・暴言等に関する相隣トラブル
・用水蛇口利用・道路利用に関する相隣トラブル
・賃貸借契約に関するトラブル

その他特記事項等

平成29年4月1日より、期日手数料を値下げし、成立手数料を完全無料化しました。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0103.html）を御覧ください。

認証番号【052】
認証年月日 平成21年12月18日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城県社会保険労務士会
住所	茨城県水戸市河和田1丁目2470-2
名称	社労士会労働紛争解決センター茨城 TEL：029-350-4864 E-mail：adr@ibaraki-sr.com URL：https://www.ibaraki-sr.com

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
～労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争（集団的労働紛争や、募集・採用に関する紛争は取り扱うことができません）。
　申立人又は相手方の住所又は所在地が茨城県にあること。

アピールポイント

・労働・社会保険関係諸法令を専門とする国家資格者の団体が運営するあっせん機関です。
・特定社会保険労務士が労務管理の専門家としての知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。
・社会保険労務士会が運営する労働相談窓口で気軽に相談でき、専門の担当者（社会保険労務士）が対応しますので、安心してご利用いただけます。

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	申立人の文書送料等の実費につきましてはご負担いただきます。

実施方法

実施日時	関係者調整のうえ随時（土・日、祝日は休み）
手続実施者の構成	受付担当は事務局、センター長、あっせんに際して2名のあっせん委員
解決までの標準期間	申立受理後1～2か月程度
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	対応していません。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・不当解雇（解雇権濫用）、解雇の手続きについての争い、パワーハラスメントについて、解決金の支払いによる和解。
・有期雇用契約の終了に関するトラブルについて解決金の支払いによる和解。
・休業期間中の雇用契約終了に関する争いについて雇用契約関係の存在の確認による和解等。

その他特記事項等

「社労士会労働紛争解決センター茨城」のあっせん委員は、例えば事業所と労働者との間で紛争が起き、雇用の継続が不可能になった場合においても、その後それぞれの事業活動や生活があることを踏まえながら、労働法に関する専門知識や経験を生かして和解による解決を目指します。
社労士気労働紛争解決センターのあっせんについてはすべて非公開であり、あっせんの関係者以外に知られることはありませせん。また、あっせん委員を含め関係者には守秘義務が課せられています。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0052.html）を御覧ください。

認証番号【086】
認証年月日 平成23年2月8日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城土地家屋調査士会
住所	茨城県水戸市大足1078番地の1
名称	境界問題解決支援センターいばらき TEL：029-259-7401 E-mail：ibacho@sweet.ocn.ne.jp URL：http://www.ibacho.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地境界に関する紛争 （茨城県内）

アピールポイント

筆界、境界認定の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が協働して土地境界が不明であることから発生する紛争を柔軟な手法で解決を目指します。
申立ての前段で、「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の相談にあたります。
事案によっては現地で調停手続もあり、関係者の負担を軽減します。

手数料

申請手数料	33,000円
期日手数料	申立人・相手方 各11,000円
成立手数料	220,000円
その他	事案により調査、測量費用が別途発生します。

実施方法

実施日時	平日 9:00～16:00
手続実施者の構成	土地家屋調査士 2名 弁護士 1名
解決までの標準期間	3～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

〈想定事例〉
建物を新築するに当たり、敷地を測量したところ、隣の家の塀がこちらに越境していることから、境界紛争が発生した。
本来の境界(筆界)を主張したところ、相手方は親の代からの占有状況を主張するため、双方の話合いが平行線となりセンターの調停手続を利用することになった。
調停員を交えた話合いの結果、一方が金銭を、もう一方が登記手続を負担することで和解した。

その他特記事項等

詳しくは
https://ibacho.or.jp/
を御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0086.html）を御覧ください。

認証番号【138】
認証年月日 平成27年5月15日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	栃木県司法書士会
住所	栃木県宇都宮市幸町1番4号
名称	栃木県司法書士会調停センター　こんぱす TEL: 028-614-1122 E-mail: info@tochigi-shihou.com URL: https://www.tochigi-shihou.com/compass/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～不動産のトラブルやお金のトラブル、隣人トラブル等を中心に、幅広く扱います。
対応可能地域：栃木県内全域

アピールポイント

・当センターの調停は、中立・公正な調停人（司法書士2名）が同席し、当事者の話合いを円滑に進めるお手伝いをします。話合いを進める中で、当事者の自由な発想で解決方法を創り出し、トラブルを解決します。主役は当事者自身であり、当センターの調停人は、その話合いのサポートをします。
・調停期日や開催時間は、御希望に応じて適宜対応いたします。

手数料

申請手数料	申込事件1件につき金16,500円（税込）
期日手数料	初回期日は無料 2回目以降、期日ごとに、申込人5,500円（税込） 相手方5,500円（税込）
成立手数料	申込人11,000円（税込） 相手方11,000円（税込）
その他	上記の他に、閲覧手数料等があります。

実施方法

実施日時	土曜日または日曜日の午前9時から午後5時（年末年始、お盆期間を除く） ※御希望により日時は適宜対応いたします。
手続実施者の構成	司法書士2名
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	行わない
オンライン調停	行わない

解決事例・相談事例等

【解決事例】
家賃の未払トラブルにつき和解が成立しました。当センターを利用することで利用者双方とも冷静な話合いができたため、1回の話合いでお互いが納得ができる解決策を導き出すことができました。
【想定事例】
・お金の貸し借りのトラブル　・隣人トラブル　・その他、民事紛争全般

その他特記事項等

・申請手数料16,500円は、申込みが受理されなかった場合全額返還いたします。
・相手方が調停に応じないため調停が開始しなかった場合は、金11,000円を返金いたします。
御不明な点はお問い合わせください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0138.html）を御覧ください。

認証番号【095】
認証年月日 平成23年3月29日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	栃木県土地家屋調査士会
住所	栃木県宇都宮市小幡1丁目4番25号
名称	境界問題解決センターとちぎ TEL：028-307-2187 E-mail：tochiadr@moon.ucatv.ne.jp URL：http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/index.html

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】栃木県内の土地の境界に関する紛争

アピールポイント

・当センターでは、調停実施前に無料での事前相談（受付面談）を実施し、その後希望により有料の相談（土地家屋調査士1名と弁護士1名で対応）も受け付けています。調停解決事例は少ないですが、相談レベルで利用者の満足を得るような専門家アドバイスを提供することにも心掛けています。
・土地の境界問題では利用者が高齢なケースが多いため、今後、現地調停や休日相談なども実施するよう検討しています。
・法務局で実施している筆界特定制度との連携を行っています。
・境界トラブルでは当事者が警察に通報するケースが多く、当センターから警察へも周知活動を行っていることから、警察からの紹介が多いという特徴があります。

手数料

申請手数料	20,000円（税込）
期日手数料	21,000円（税込）
成立手数料	105,000円より（税込）
その他	調査・測量・境界鑑定費用等は必要に応じて随時見積

実施方法

実施日時	月～金／午前9時～午後4時（祝祭日・夏季・年末年始休業日を除く）
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士1名　計3名の構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
　土地の一部について取得時効が成立している事案での調停事件では、センター紹介の土地家屋調査士が測量・分筆登記を行い、司法書士の協力を得て時効取得を原因とする所有権移転登記を行い、和解合意が即時に登記と直結した事案がありました。

その他特記事項等

土地境界問題でお困りの方　ぜひ御相談ください。

境界問題解決センターとちぎ
http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/index.html

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0095.html）を御覧ください。

認証番号【087】
認証年月日 平成23年2月8日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	群馬県社会保険労務士会
住所	群馬県前橋市元総社町528番地9
名称	社労士会労働紛争解決センター群馬 TEL：027-253-5621 E-mail： URL：http://www.gunma-sharoushi.com

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働条件その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争について「あっせん」の手続きを行います。
群馬県内のみ対応可能です。

アピールポイント

個別労働紛争（賃金不払い・解雇や出向・配置転換に関する労働契約の問題や、職場でのいじめ・いやがらせなどの個々の労働者と事業主との紛争等）における労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、当事者の言い分を聴取し、「あっせん」の手続きにより公正中立の立場から、簡易・迅速・低廉での円満解決を目指します。

手数料

申請手数料	5,500円（税込） 但し令和5年3月31日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

実施日時	受付日時は（平日）月～金午前8時30分から午後5時15分（8/14～16.12/29～1/3.祝日は除く） 但しあっせんは原則として毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後5時までの希望する時間に実施
手続実施者の構成	あっせん委員3名 （特定社会保険労務士2名・弁護士1名）
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	行っていない
オンライン調停	行っていない

解決事例・相談事例等

昨年度は退職時の退職金や解雇予告手当の取扱いをめぐる紛争での解決事例2件・懲戒処分による労使間の調整を実施し解決事例1件がありました。
又セクハラ行為への対応や残業手当の支給での紛争についてもあっせんを行っております。

その他特記事項等

群馬県社会保険労務士会のホームページに「かいけつサポート」の詳しい御案内を掲載しております。
群馬県社会保険労務士会ホームページ⇒社労士会に相談する⇒職場のトラブル相談（認証紛争解決サービス）より御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0087.html）を御覧ください。

認証番号【132】
認証年月日 平成26年6月16日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉司法書士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
名称	**埼玉司法書士会調停センター**

TEL：048-862-6600
E-mail：
URL：http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）

※ 埼玉県及び隣接する県について対応可能

アピールポイント

・休日、夜間の調停にも柔軟に対応します。
・利用者双方の同席を原則に話合いによる自主的な紛争解決を援助します。
・話合いは利用者の安全、安心に配慮して行います。
・手続は所定の対話仲介訓練を受けた実務経験の豊富な司法書士（法務大臣認定）が行います。

手数料

申請手数料	5,500円（税込）
期日手数料	2,200円（税込）
成立手数料	不要
その他	和解契約書作成手数料5,500円（税込）

実施方法

実施日時	毎週月曜日～金曜日　午前10時から午後5時まで
手続実施者の構成	司法書士2名
解決までの標準期間	おおよそ3～4か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・敷金返還に関するトラブル
・器物破損に関するトラブル
・治療に関するトラブル
・商品使用に関するトラブル

その他特記事項等

当センターでは、紛争解決の為の当事者同士の話し合いをサポートしております。

話し合いはお互い交互にしていただき、その内容を手続実施者が整理をしながら、当事者自身が納得出来る解決内容を見つけていけるように話し合いを進めていきます。

解決内容は当事者自身で考えて決めることが出来ます。また、お互いに和解となった場合には当事者にとってより良い解決内容となる傾向があります。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0132.html）を御覧ください。

認証番号【053】
認証年月日 平成21年12月18日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉県社会保険労務士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1　朝日生命浦和ビル7F
名称	**社労士会労働紛争解決センター埼玉** TEL：048-826-4864 E-mail：saitama@saitamakai.or.jp URL：https://www.saitamakai.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】個別労働関係紛争（解雇、雇止め、賃金未払、ハラスメント、配置転換など）
【対応地域】　事業場または本社の所在地が埼玉県内の場合は、対応可能

アピールポイント

労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知識と経験を活かして、無料、簡易、迅速に解決します。
あっせんは原則、月曜日から土曜日（祝日を除く）の午前10時から午後8時までの希望する時間に行いますので、平日夜間、土曜日に設定することが可能です。
当センターは、埼玉県社会保険労務士会が開設する、総合労働相談所（無料相談所）と連携し、トラブルの解決に当たります。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

実施日時	月～土／午前10時から午後8時まで（祝日及び12月29日～1月4日を除く）
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	原則、申立日より1か月以内に設定し、1回（2～3時間程度）で解決
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

●未払残業代・未払賃金の支払いを求める●いじめ・嫌がらせによりうつ病となり退職した。精神的損害に対する補償金の支払いを求める●解雇の撤回を求める。無理ならば経済的・精神的損害に対する補償金の支払いを求める●元従業員から未払残業代を請求されている　など

その他特記事項等

しゃろたま

あっせん申立てをする前に御相談したいときは、埼玉県社会保険労務士会【総合労働相談所】をご利用ください。
相談日：毎週水曜日　10時～16時（祝日を除く）※事前予約制
電話：048-826-4860（無料・面談のみ）

埼玉会ホームページ

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0053.html）を御覧ください。

認証番号【114】
認証年月日 平成24年6月4日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉県行政書士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
名称	行政書士ADRセンター埼玉 TEL：(048)833－1132 E-mail：adr-saitama@kca.biglobe.ne.jp URL：adr-saitama.com

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1　未成年の子を有しない夫婦の離婚及び離婚給付に関する紛争（離婚紛争/当事者のいずれか一方が埼玉県又は埼玉県に隣接する都県に居住する場合に対応可能）
2　相続に伴う遺産分割協議に関する紛争（相続紛争/被相続財産が埼玉県内に所在している場合の相続及び相続人又は被相続人が埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県に居住又は居住していた場合に対応可能）
3　車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号）の交通による死傷又は物の損害に起因する損害賠償に関する紛争のうち、物の損害（車両の損害等）又は加害車両が農耕作業用小型特殊自動車（小型耕運機）や軽車両（自転車等）などの自動車賠償責任保険（共済）の対象外車種である場合の紛争（交通事故紛争/埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県において発生した場合に対応可能）
4　居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は原状の回復に関する紛争（賃貸借建物紛争/埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県に所在する場合に対応可能）
※ただし、上記4分野とも公序良俗に反する内容、当事者双方が国籍法（昭和25年法律第147号）第4条第1項に定める日本国民でない者の場合は取り扱いません。

アピールポイント

行政書士は身近な街の法律家として市民の方々が抱える様々な問題の解決のお手伝いをしております。特に当センターでは弁護士を手続管理弁護士、調停人として加え、紛争の公平かつ合理的な解決に貢献しています。

手数料

申請手数料	5,000円
期日手数料	5,000円
成立手数料	0円
その他	出張手数料　実費

実施方法

実施日時	火曜日、木曜日、土曜日の10時～16時　（年末年始、夏期休業中、国民の祝日を除く）
手続実施者の構成	行政書士1名　弁護士1名　（賃貸借建物紛争のみ：行政書士2名）
解決までの標準期間	2か月程度
オンラインによる申込み	未実施（実施検討中）
オンライン調停	未実施（実施検討中）

解決事例・相談事例等

解決事例
1　自転車と歩行者との接触による歩行者の負傷事故にともなう損害賠償紛争
2　父親の死亡に伴う兄弟間の遺産分割紛争
3　居住用建物の退去に伴う原状回復費用に関する紛争
相談事例
1　離婚に伴う財産分与に関する紛争

その他特記事項等

土曜日に調停、相談を実施することも出来ます。また、当事者双方の合意があれば、当センター以外の場所で調停を行う出張調停も可能です。
電話でのお問い合わせは月曜日から土曜日の9時から18時まで対応しています。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0114.html）を御覧ください。

認証番号【090】
認証年月日 平成23年3月9日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉司法書士会
住所	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号
名称	千葉司法書士会調停センター TEL：043-246-2666 E-mail： URL：https://chiba.shihoshoshikai.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～不動産賃貸借関係、相隣関係、不法行為関係など
対応可能地域：千葉県内

アピールポイント

・千葉県内全ての司法書士が加入する千葉司法書士会が設置した機関です。
・調停場所は千葉司法書士会館（千葉市美浜区）が原則ですが、当事者の事情により千葉県内各所で調停を行っています。
・調停の日時についても、土日開催、夜間に行う等当事者の事情により柔軟に設定しています。
・ちば司法書士総合相談センターと連携していますので、希望すれば随時無料で法律相談を受けることもできます。
・費用は申込人が負担する申請手数料5,500円（税込）以外にはいただきません。

手数料

申請手数料	5,500円（税込）を申込人に御負担いただきます
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	記録の閲覧330円（税込）、謄写6枚まで330円（税込）

実施方法

実施日時	当事者の要望に応じ柔軟に対応します
手続実施者の構成	司法書士2名を原則とします
解決までの標準期間	数週間～3か月程度
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・家賃の滞納に関する大家と店子間のトラブルについて、一部減額の上、残金を分割払いとすることで和解が成立した。
・水漏れに関するアパート上下階住人間のトラブルについて、上階の住人が水漏れにより破損した電化製品の代金を支払うことで和解が成立した。

その他特記事項等

当調停センターの調停人は、全員司法書士です。お気軽に御相談ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0090.html）を御覧ください。

認証番号【039】
認証年月日 平成21年8月27日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉県社会保険労務士会
住所	〒260-0015　千葉市中央区富士見 2丁目7番5号 富士見ハイネスビル7F
名称	社労士会労働紛争解決センター千葉 TEL：043-223-6002 E-mail：info@sr-chiba.org URL：https://www.sr-chiba.org/consult/adr

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争
（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
～ 個々の労働者と事業主との労働関係の紛争
【対応可能地域】千葉県内

アピールポイント

・個別労働紛争を抱えて困っている方の申立に関する相談体制が充実しています。
・原則、平日の9:00～17:00に実施しますが、在職中や就職活動中の方の希望に沿い、遅い時間や休日の実施を考慮します。
・あっせん委員は、より良いあっせん手続ができるよう定期的な研修などで研鑽を積んでいます。

手数料

申請手数料	3,300円（税込）　ただし、令和4年5月1日までの申立は無料のため【不要】
期日手数料	【不要】
成立手数料	【不要】
その他	特になし

実施方法

実施日時	原則月～金/9:00～17:00（ただし時間外、休日希望の場合応相談）
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（事案により弁護士が加わることもある）
解決までの標準期間	1～2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
- 契約更新手続の不備による賃金未払い
- パワーハラスメントによる退職
- 時間外労働の解釈の違いによる割増賃金未払い

その他特記事項等

あっせん申立てに不慣れな人に対しては、あっせん相談員という担当を設け、
あっせんの概要や手続き（申立書の書き方等）の進め方を丁寧に説明しております。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0039.html）を御覧ください。

認証番号【036】
認証年月日 平成21年8月17日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉県土地家屋調査士会
住所	千葉県千葉市中央区中央港1丁目23番25号
名称	境界問題相談センターちば TEL：043-204-2300 E-mail：adr@mountain.ocn.ne.jp URL：http://www.chiba-chosashi.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
基本的には、千葉県内の土地が対象となりますが、千葉県外の近隣の土地であっても対応可能な場合がありますので、まずはご相談ください。

アピールポイント

・当センターでは、“法律の専門家”弁護士と“境界の専門家”土地家屋調査士が協力し、境界問題でお困りの方の“希望の光”となるべく、当事者に寄り添い、当事者が納得のいく解決を目指します。
・平成18年のセンター開設以来、調停受理件数の総数は82件です。そのうち、和解成立件数は21件で、経験と実績を積んでいます。
・当センターでは、相談・調停員のトレーニング研修を毎年実施しており、各自がレベルアップに努めています。
・調停では調停員が現地まで出張し、現地調停も行っています。また、ご希望により土日・夜間の開催についても柔軟に対応いたします。

手数料

申請手数料	33,000円
期日手数料	22,000円
成立手数料	解決額が100万円までは、一律11万円（解決額により加算）
その他	上記のほか、調査・測量費用、鑑定費用、閲覧等の手数料があります。

実施方法

実施日時	月～金/午前9時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	対応していません。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・先祖代々の土地境界紛争が、3回の調停で見事解決に至った。
・みんなが共有する道路も仲良く使うことができるようになった。

その他特記事項等

◎当センターでは、相談室・調停室のほか、控室（2室）等を完備しています。現在は、当会会館3階の広い会議室にて十分な換気を行いアクリル板を設置するなど、コロナ感染予防ガイドラインに基づき調停等を実施しています。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0036.html）を御覧ください。

認証番号【022】
認証年月日 平成20年12月10日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京司法書士会
住所	東京都新宿区四谷本塩町4－37　司法書士会館2F
名称	**東京司法書士会　調停センター　すてっき** TEL：03-3353-8844（月～金　9:00～12:00、13:00～17:00） E-mail：cyotei_center@tokyokai.or.jp URL：https://www.tokyokai.jp/consult/center.html

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事に関する紛争（全般）】
相続、親族間の問題、不動産トラブル、近隣トラブルなど法的紛争を広く取り扱います。
全国対応可能です（調停は原則として東京・四谷の司法書士会館で行います。手続実施者の交通費等の実費を御負担いただければ手続実施者が出張することもできます。）。

アピールポイント

- **当センターは、平成20年の認証取得以降、毎年広範な事案の相談を取り扱い、豊富な経験と実績があります。**
- **相続に関する事案を多数取り扱い、解決に導いています。**
- **不動産登記に関する専門家・司法書士が調停人として紛争解決に当たります。**
- **調停は平日（午前9時～午後8時）の他、希望により土・日・祝祭日も行っております。**

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	11,000円（税込）
成立手数料	30,000円（税込）から。詳細は欄外URLを御参照ください。
その他	司法書士会館以外の場所で調停を行う場合は旅費・会場費等がかかります。

実施方法

実施日時	月～金（午前9時～午後8時）　希望により土・日・祝祭日も可
手続実施者の構成	司法書士2名（事案に応じて弁護士が含まれる場合があります。）
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	メールまたはホームページから相談申込ができます。
オンライン調停	WEB会議システムを使った調停も実施できます。

解決事例・相談事例等

1. 母親の相続について、兄弟姉妹間に長年にわたる根深い感情問題があり、預貯金と空家が10年以上も未分割のままになっていたが、問題を次世代に残したくないと当センターに調停申込みがされ、粘り強い話合いの結果、遺産分割協議が成立した。
2. 行き先不明の財産があるとして遺産の範囲を争い、一部の相続人が他の相続人に対して強い不信感があったために家庭裁判所で調停不成立となった案件が当センターに申し込まれ、当事者同席での話合いの結果、遺産分割協議が成立した。
3. 家族の共有で建築した自宅について、共有者の一人が持分を処分したいとして、他の共有者を相手として当センターに調停申込みがされ、話合いの結果、他の共有者が買取りをする合意がされた。
4. 私有地の通路をめぐる隣家の家族同士の紛争について、当センターで調停を行い、通行方法などについて合意が成立した。
5. 夫の不倫相手の女性と妻との間の紛争について、当センターに申込みがされ、損害賠償請求権の有無等について合意した。

その他特記事項等

まずは、御相談ください。（相談は無料です。）
相談のお申込みは、当センターのホームページにある申込フォームを御利用ください。
https://www.tokyokai.jp/consult/center.html
※QRコードのリンク先から当センターのHPを御覧いただけます。→

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0022.html）を御覧ください。

認証番号【145】
認証年月日 平成28年4月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人ILC
住所	東京都中央区八丁堀四丁目11番7号　神谷ビル601号
名称	ILCセンター TEL：03-6277-8384 E-mail：info@info-ilc.org URL：http://www.info-ilc.org

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）
離婚・相続・消費者トラブル・交通事故・いじめなど身近なお悩み事を広く扱います。
（対応可能地域は、原則として首都圏及びその周辺）

アピールポイント

・当センターは、元裁判官、弁護士、調停委員を中心とした勉強会を母体とし、平成28年に発足しました。
・紛争内容に応じ、約40名の経験豊かな専門家の中から最適と思われる2名が当事者に配慮してサポートします。
・事前の相談は無料で受け付け、紛争の内容をお伺いします。
・中学・高等学校と連携し、学校や保護者が抱えているいじめ問題などの相談、解決に応じます。
・老人ホーム・介護施設と連携し、お年寄り特有の問題の解決に当たります。

手数料

申請手数料	10,000円(税込)　相手方が話合いに応じない場合は半額を返却
期日手数料	5,000円(税込)　申込人、相手方がそれぞれ負担
成立手数料	紛争解決価格に応じて、1～6%の合意手数料
その他	事前相談及び相談手続は無料

実施方法

実施日時	平日：午前10時～午後5時
手続実施者の構成	弁護士、元民事・家事調停委員など40名の専門家が2人体制
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

〔解決事例〕・不法行為(傷害事件)に対する紛争
・傷害保険金支払い請求事件
・学校での生徒同士のいじめに対する学校側の対応
・遺言状の効力についての相続人間の紛争
〔相談事例〕・自転車による交通被害に対する賠償請求

その他特記事項等

・電話相談などの件数推移
2018年度　65件、　2019年度　61件、　2020年度　52件、　2021年度（見込）　55件
・調停制度普及のため、模擬調停（実演）を過去2回実施
（大学生協と連携して、大学生を対象に学生が狙われ易い契約トラブル調停）
（税理士法人と連携して遺産分割調停）

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0145.html）を御覧ください。

認証番号【171】
認証年月日 令和3年10月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	ミドルマン株式会社
住所	
名称	Teuchi（テウチ）
	TEL：
	E-mail：
	URL：https://www.teuchi.online/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】離婚、相続、敷金、労働、金融、事業承継、デジタルプラットフォーム上のトラブル等、個人間トラブルから法人間トラブルに至るまで、民事に関するトラブル全般を広く取り扱います。
オンライン完結サービスですので全国対応可能。

アピールポイント

Teuchiは、スマホひとつでトラブルを解決する、まったく新しい紛争解決サービスです。
【Teuchiの特徴とメリット】
Point1：申立てから解決まで最短2週間。無駄なくスピーディーに、トラブルの和解条件交渉を進められます。
Point2：オンラインチャット完結。相手と直接顔を合わせたり、話し合いの時間を調整する必要がありません。
Point3：料金は約3万円～。成約手数料は一切いただきません。リーズナブルな価格でご利用いただけます。

手数料

申請手数料	相手方への通知を電子メールで行う場合：1,650円（税込） 相手方への通知を配達証明郵便で行う場合：3,300円（税込）
期日手数料	ご利用料金については、申立料金及び調停料金にて構成されています。申立料金については定額ですが、調停料金につきましては、取り扱う類型や事案の性質により異なりますので、最新のご利用料金につきましては、TeuchiのWebサイトからご確認ください。
成立手数料	
その他	

実施方法

実施日時	24時間365日対応
手続実施者の構成	弁護士および認定司法書士
解決までの標準期間	2週間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可（専用チャットシステムを利用）

解決事例・相談事例等

想定する利用者（例）
【離婚】相手と直接やりとりしたくない/忙しくて話し合う時間がとれない
【敷金】解約したマンションの敷金が戻ってこない/原状回復費用が敷金では足りない
【ネット上のトラブル】購入した商品が破損していた/言いがかりをつけられ代金が未払い

その他特記事項等

Teuchiは、国内で初めて認証されたオンライン完結型ADRサービスです。

裁判でもない、
泣き寝入りでもない、
第三の選択肢。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0171.html）を御覧ください。

認証番号【007】
認証年月日 平成19年12月27日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 日本商事仲裁協会
住所	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地　廣瀬ビル3階
名称	一般社団法人 日本商事仲裁協会 TEL：03-5280-5161 E-mail：mediation@jcaa.or.jp URL：http://www.jcaa.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【商事一般】商事に関する紛争
全国対応可能

アピールポイント

- **歴史と実績**
  日本商工会議所から紛争解決機関として独立してから68年。これまで取り扱った国内・国際の調停の事件数は数百件に及びます。
- **迅速な紛争解決**
  調停手続の開始から3か月という期限を定めることで、非常に短期間での紛争解決を図ります。
- **小規模な紛争から、大規模な紛争まで**
  数百万円の小規模な紛争から、1千億円を超える大規模な紛争まで多様な紛争を取り扱っています。

手数料

申請手数料	5万5千円 調停手続が開始されない場合は、申立料金を申立人に返還します。
管理料金	調停人報償金の総額の10%。
調停人報償金	当事者に別段の合意がない限り、時間単価制で、時間単価は調停人1人当たり5万5千円
その他	上記のほか、調停期日開催のための借室料 調停人経費{交通費、宿泊費（食事代その他の費用を含め一泊あたり6万円）、郵便、クーリエ、電話、コピー等の経費として当協会が認めるもの}

実施方法

実施日時	月～金／午前9時30分～午後5時（土日祝祭日を除く）
手続実施者の構成	弁護士・研究者・技術者など
解決までの標準期間	調停手続の開始から3か月
オンラインによる申込み	オンラインによる申立て（メールに申立書を添付して提出）は可能です。
オンライン調停	オンライン調停(Web会議システムなどを利用した調停）は可能です。 調停人や当事者の意向に応じ、オンライン会議のホストを務めたり、オンラインでの会議が滞りなく進むようサポートを行います。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・A社は長年取引関係のあるB社に対して、衣料品を発注した。
・B社は衣料品を納入し、代金1500万円をA社に請求したが、A社からは代金の支払いがなかった。
・B社は、A社が一括して代金を支払うことができない財務状態なのではないかと考えていたが、一部でも支払ってもらいたいと強く望んでいた。
・当協会が選任した調停人は、A社から個別に財務状態について丁寧に確認しつつ、1日かけて支払い条件について調停した。
・A社はB社に対し、700万円を5年かけて分割して支払うことで和解が成立した。

その他特記事項等

- 調停規則（2020）
  調停人の数の選択、調停手続の進め方等の調停手続を進める上で重要となる事項についてきめ細やかな規定を置くとともに、調停手続の主張等の取扱いについても詳細な規定を置いています。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0007.html）を御覧ください。

認証番号【011】
認証年月日 平成20年5月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人　全国中小企業振興機関協会
住所	東京都中央区新川2丁目1番9号　石川ビル
名称	下請かけこみ寺本部 TEL：03-5541-6655 E-mail：kakekomi@zenkyo.or.jp URL：http://www.zenkyo.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【商事一般】下請取引に関する紛争
（中小企業者からの申立てに基づく企業間取引に起因するトラブル）
※　全国対応可能（各都道府県に窓口及び手続実施者が配置されております。）

アピールポイント

当下請かけこみ寺では、経験豊富な相談員等を配置し、全国47都道府県に相談窓口を設置し、中小企業者からの企業間取引に起因するトラブルに対し、相談に応じております。平成20年5月からADR事業を開始し、迅速な紛争解決を実施するために調停人候補者100名を超える弁護士を全都道府県に配置することで、全国で調停事業を実施しております。
相談及び調停手続の費用は無料となっています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調停に関する交通費、書類の送料等は当事者各自が負担。 和解が成立した場合、作成した和解契約書に印紙の添付が必要な場合は、その印紙代を当事者間で均等に負担。

実施方法

実施日時	平日の月曜日～金曜日（土日祝日を除く）9時～17時（但し、12時～13時を除く）
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可（一部の弁護士は対応）

解決事例・相談事例等

代金の未払い、契約解除、損害賠償請求
※金融取引に関する紛争及び労働関係に関する紛争は除きます。

その他特記事項等

下請かけこみ寺

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0011.html）を御覧ください。

認証番号【016】
認証年月日 平成20年7月9日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人東京都中小企業振興公社
住所	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地　東京都産業労働局秋葉原庁舎5階
名称	**下請取引紛争解決センター（下請センター東京）** TEL：03-3251-9390 E-mail：s-center@tokyo-kosha.or.jp URL：https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/soudan/index.html

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○次のいずれかに該当する紛争であって、東京都内に事務所、営業所又は事業所を有する事業者が申立人又は相手方となるもの
①下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争
②下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に係る紛争
③企業間の売買取引、賃貸借取引、消費貸借取引、使用貸借取引、委任取引、共同開発に係る紛争
④①から③に掲げる紛争に準ずるもの
※建設業法の適用対象となる建設工事に係る紛争は除きます。

アピールポイント

・まずは、当センターへ御相談ください。
経験豊富な専門相談員が対応いたします。また、法的助言が必要な場合、無料の弁護士相談（要事前予約）も御利用（原則：1案件1回1時間以内）いただけます。
・調停を御希望の場合、まずは御相談ください（御相談いただいた後、申出に必要な書類について御案内いたします）。
・申出に必要な書類一式を整えた後、申請いただき、受理、手続を開始後、被申立人への意思確認まで、おおむね2週間程度時間をいただいています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 ／ 13:00～17:00
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	第1回の調停期日から概ね3か月程度
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

【相談事例】
・長年取引のある発注先から、受け取った図面の指示に基づき研磨加工を行い納品したところ、図面の規格と異なるといわれ、その補修・修正に係る費用を請求され、相談に来社されました。その後、専門相談員の効果的なアドバイスに基づき取引先と交渉した結果、和解に至りました。

その他特記事項等

○運営体制：事務局職員2名、専門相談員3名、調停弁護士3名、適正化巡回相談員9名
・下請適正取引の普及啓発
親企業や下請企業を対象に「下請代金支払遅延等防止法」「下請中小企業振興法」「外注取引基本契約書」等の浸透を図るための説明会・講習会を開催するとともに、個々の企業に対しても普及啓発を行っています。
・適正化巡回相談員による普及啓発
下請法、下請ガイドラインに詳しい専門相談員が都内の企業を巡回、普及啓発を図ります。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0016.html）を御覧ください。

認証番号【119】
認証年月日 平成24年11月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	東京都千代田区霞が関三丁目4番2号　弁理士会館1階
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC)　東京本部 TEL：03－3500－3793 E-mail：info@ip-adr.gr.jp URL：https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日（祝祭日を除く）午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで　北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例5：特許権侵害事件(https://www.ip-adr.gr.jp/case/より)
≪1≫背景　機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属さないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
≪2≫申立の趣旨　Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
≪3≫被申立人の主張　Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
≪4≫争点　特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。
≪5≫結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
≪6≫本事例の特徴　調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の点で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html）を御覧ください。

認証番号【018】
認証年月日 平成20年7月28日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人ソフトウェア情報センター
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル
名称	ソフトウェア紛争解決センター TEL: 03-3437-3071 E-mail: kaiketsu@softic.or.jp URL: https://www.softic.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

ソフトウェアに関連する紛争
～ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等
～ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースの開発等の取引全般
～ 全国対応可能（御相談に応じてWeb会議システム等を利用した対応も検討します。）

アピールポイント

・あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士及び技術関係者等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。
・当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続を進めることができます。
・案件にもよりますが、3か月～6か月の間に解決を目指します。

手数料

申請手数料	申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額（税別）
期日手数料	1当事者11万円／回
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額（税別）
その他	必要に応じて掛かった費用の実費

実施方法

実施日時	月～金／9時30分から16時30分（ただし、12時から13時を除く）
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則
解決までの標準期間	3か月～6か月を目標
オンラインによる申込み	書類の提出が必要（正式申立て時）（事前相談等はオンラインで可能）
オンライン調停	Web会議システムを利用可能（期日等）

解決事例・相談事例等

【解決事例】
○ システム開発で納期までに納品されないため、その損害賠償を求めたケース。あっせん案では、一旦、当該開発契約を解除した上で新たな納期を定め、引き続き相手方ベンダーが完成に向けて開発を行うこととし、そのために必要な条件を定めるという解決が示され合意されました。
○ 長年使っていたシステムの新システム移行時に不具合が見つかり、当該不具合により払う必要のない税金を払わされたとして、ユーザがベンダーに対し既払いの税金分の損害賠償を求めたケースで、争点は消滅時効との関係で不法行為の起算点をどう考えるかの問題でした。両当事者は決定的な紛争は避けたいと考えていたことから、あっせん人が法的見解を踏まえた適正額の見解を両当事者に示して合意されました。

その他特記事項等

当センターでは、「和解あっせん手続」（中立の第三者〔あっせん人〕が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続）のほか、「仲裁手続」（中立の第三者〔仲裁人〕が裁判所に代わって確定判決と同一の効力を持つ「仲裁判断」を示す手続）、「中立評価手続」（中立の第三者〔中立評価人〕が、技術的な事項や法律的な問題等についての判断（評価）又は解決案の提示を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに中立評価書の作成を目指す）、「単独判定手続」（単独の申立人が申し立てた申立事項に関し中立の第三者〔単独判定人〕が判定を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに単独判定書の作成を目指す）を提供しています。
紛争事案に応じて最適と考えられる手続を御案内しますので、お気軽に御相談ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0018.html）を御覧ください。

認証番号【106】
認証年月日 平成23年10月3日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
住所	東京都千代田区平河町1－5－5 SKビル3階
名称	UDF－ADRセンター TEL：03-3239-3110 E-mail：adr@udf-jp.org URL：http://www.udf-jp.org

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【知的財産関係】
商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争
※全国対応可能（ただし、手続の実施場所はUDF-ADRセンターになります）

アピールポイント

・ファション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての問題を専門とする団体が運営しているセンターです。
・係争等に至る場合が少なからずある分野ですが、裁判外紛争解決手続の機会を提供しています。
・権利者、業者間の紛争を取り扱います。
・侵害物品であるかないかの判断が争いの焦点になっている際などは、解決への近道の一つです。

手数料

申請手数料	110,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	110,000円（税込）から550,000円（税込）
その他	上記のほか、調査料、分析料、試し買い費用等が発生する場合があります。

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日（国民の休日・弊法人休業日等を除く）10時から17時まで
手続実施者の構成	弁護士、弁理士による（弁護士1名を必ず含む）原則2名構成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	受け付けていません。
オンライン調停	オンラインの調停は行っておりません。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
商標権侵害事例

その他特記事項等

インターネット上での商標権侵害行為に関わる事案についても相談を受けています。
ただし、業者、インターネット事業者、消費者間の紛争は取り扱っていません。
（一方が権利者である紛争のみ取り扱えます）

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0106.html）を御覧ください。

認証番号【112】
認証年月日 平成24年2月24日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	学校法人立教学院
住所	東京都豊島区西池袋3－34－1
名称	立教大学観光ADRセンター TEL：03－3985－4650 E-mail：kanko-adr@rikkyo.ac.jp URL：http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ADRCT/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

・日本国内において締結された、旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争
・ホテル・旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争

アピールポイント

・平成24年認証取得、25年度から東京都消費生活総合センターとの連携を開始しました。

・立教大学に所属するため、社会的信用や財政面に優れています。

・観光に関する研究・教育の草分けといえる立教大学観光学部・観光研究所と、観光法・ADR法の研究と教育を実践する同大学法学部が連携、観光紛争に特化した法的紛争を解決します。

・弁護士資格を有する事件管理者が、中立的な立場から調停申立の手続を案内します。

手数料

申請手数料	5,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	上記のほか、調査費用

実施方法

実施日時	月～金/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	法律調停委員（弁護士、法学教授等）、観光調停委員（観光学教授、観光関係者等）の3名構成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	あり（ホームページお問い合わせフォームより受付中）
オンライン調停	実施可能

解決事例・相談事例等

・海外旅行でキャンセル料金に関する紛争
・海外旅行での空港置き去り被害、添乗員の業務上過失・対応不手際に関する紛争
・海外旅行でのホテルグレード、現地ガイドの対応不手際に関する紛争
・国内宿泊施設おける客室設備の仕様不備に関する紛争

その他特記事項等

観光ADRセンター

【↓詳細はホームページを御覧ください。】
https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/adrct

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0112.html）を御覧ください。

認証番号【003】
認証年月日 平成19年9月21日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人 家電製品協会
住所	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号　霞が関東急ビル5階
名称	家電製品PLセンター TEL：0120-551-110（フリーダイヤル） E-mail：Webサイトにて受付 URL：www.aeha.or.jp/plc/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】家電製品の欠陥に関する紛争（据付工事等に起因する事故の紛争は除く）
※全国対応可能

アピールポイント

当センターは、家電製品の専門家が製品事故や品質・安全性等のご相談をお受けします。また、家電製品の事故による一般消費者と製造業者等との紛争を解決するための助言を行ったり、「斡旋手続」や「裁定手続」による紛争解決を図ります。
（1）中立・公正
客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に対応することを基本理念とし、プライバシーや秘密を守ります。
（2）迅速な対応
裁判のような煩雑な手続きが不要のため、「斡旋手続」・「裁定手続」の迅速な解決を図ります。
（3）相談・斡旋は無料
「相談業務」・「斡旋手続」のサポートは、無料です。 ※「裁定手続」は1万円

手数料

申請手数料	「相談手続」・「斡旋手続」：無料　「裁定手続」：10,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	当事者の要請による外部機関での原因究明等の費用は当事者負担

実施方法

実施日時	平日9:30～17:00／土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く
手続実施者の構成	斡旋：カウンセラーまたは顧問弁護士　裁定：弁護士等3～5名
解決までの標準期間	斡旋：約4か月　裁定：約6か月
オンラインによる申込み	－
オンライン調停	－

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・家電製品からの発火による、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決
・家電製品による負傷事故の補償に関する紛争の解決
・家電製品からの水漏れによる、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決

その他特記事項等

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0003.html）を御覧ください。

認証番号【004】
認証年月日 平成19年11月5日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人　自動車製造物責任相談センター
住所	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号　日比谷国際ビル18階
名称	自動車製造物責任相談センター TEL：0120-028-222 E-mail：jidousha@adr.or.jp URL：http://www.adr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】商品の欠陥に関する紛争
（自動車、バイク（原動機付自転車含む）及びそれらの部品、用品）
製品の製造物責任（PL）及び品質に関わるトラブル
全国対応可能（電話を利用した和解の斡旋も可能です）

アピールポイント

・当相談センターは、内閣府の認定を受けた公益財団法人です。
・当相談センターは、和解の斡旋と審査の手続きを実施しており、ともに経験豊富な専門家（和解の斡旋は弁護士、審査は法学者、工学者、弁護士、消費者問題専門家からなる審査委員会）が対応します。
・事務所に来訪できない方のために、和解の斡旋は電話、審査は電話またはテレビ会議でも実施しており、遠隔地の方も利用可能です。
・和解の斡旋は無料、審査は当事者双方から5,000円と非常に低廉安価です。
・相談受付　月～金曜日（除く祝日・年末年始）　10:30-12:00　13:00-16:00

手数料

申請手数料	和解の斡旋：なし　　審査：申立人、相手方の双方から5,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	和解の斡旋：平日14時～　　審査：平日18時～（日時は指定します）
手続実施者の構成	和解の斡旋：弁護士　　審査：弁護士、法学者、工学者等6名
解決までの標準期間	和解の斡旋：約2か月　　審査：約5か月（申立から和解書締結まで）
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	電話・web会議システムなどを利用した和解の斡旋・審査

解決事例・相談事例等

・車の不具合が原因で発生した事故による、生命・身体や、車以外の財産(第三者の財産を含む)の損害補償に関する紛争の解決
・車の品質や不具合での、メーカー・販売会社等と修理費用負担などに関する紛争の解決

その他特記事項等

公益財団法人
自動車製造物責任相談センター
まずはお気軽にお電話ください　TEL 0120-028-222
▶より詳しい情報はホームページで http://www.adr.or.jp/
スマホ専用画面

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0004.html）を御覧ください。

認証番号【032】
認証年月日 平成21年6月19日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人留学協会
住所	東京都千代田区神田小川町三丁目6番10号　MOビル201
名称	留学トラブル解決機関 TEL：(03)5282-8600 E-mail：adr@ryugakukyokai.or.jp URL：http://www.ryugakukyokai.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○留学生と留学業者等及び留学業者等相互間の民事上の紛争（外国人が当事者となる場合であっても、当該当事者が解決を希望する場合には、手続を行うことができます。）

アピールポイント

近年増えつつある海外留学における留学業者とのトラブル、現地学校とのトラブルなど、留学を安心安全に成功するために留学のトラブルを解決していく調停を目指します。
また外国人留学生の日本における留学に関するトラブル解決の一助になるよう活動を進めていきます。

手数料

申請手数料	11,000円（税込み）
期日手数料	5,500円（税込み）を協会の事務局にそれぞれ納付していただきます
成立手数料	50万円以下5万円 50万円を超え300万円以下の場合 　経済的利益額の10％の額の1.10に相当する額 300万円を超える場合 　30万円＋紛争の価額から300万円を超える額を引いた額の2％の額の1.10に相当する額
その他	

実施方法

実施日時	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする （正午から午後1時を除く）。
手続実施者の構成	調停人　2名　海外留学アドバイザー、弁護士
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

日本人留学生と留学業者との返金トラブル

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0032.html）を御覧ください。

認証番号【077】
認証年月日 平成22年9月13日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本流通自主管理協会
住所	東京都千代田区神田神保町3－2－4　田村ビル4F
名称	ブランド110番 TEL：0120-786-470 E-mail：info@aacd.gr.jp URL：http://www.aacd.gr.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】ブランド品に関する売買契約紛争
※全国対応は、応相談。

アピールポイント

●購入者と販売者間で、ブランド品の真贋について不安や疑いが生じトラブルになった場合、その解決を図るADRです。
●原則として、弁護士1名とブランド品に精通した日本流通自主管理協会のベテラン職員1名の計2名が対応いたします。
●例えば、オークションサイトで購入したブランド品、どう見てもニセモノだと思うけれど、出品者は「ニセモノだとの証明書があれば返金する。」と主張しているケース。ブランド品の権利者に、ニセモノだと証明してもらうことは難しいため、「ブランド110番」が間にはいって、ブランド品の真贋を明らかにするのではなく、話合いで解決するお手伝いをいたします。
●もちろん、消費者だけでなく、権利者以外の業者間のトラブルの場合にも、御利用いただけます。
●消費者からの申請手数料（申立金）は1,100円です。なお、申込者と相手方の属性（消費者か、事業者か）により、申請手数料は異なります。
●期日手数料や成立手数料は不要です。

手数料

申請手数料	消費者（¥1,100）、事業者（相手方の属性により、¥55,000又は¥165,000）。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	ケースに応じて調査費用等が発生する場合があります。

実施方法

実施日時	月～金/午前10時～午後6時　（年末年始・夏季休業時等を除く）
手続実施者の構成	弁護士1名と（一社）日本流通自主管理協会職員1名による構成を原則とします。
解決までの標準期間	約3か月間（推定）
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	現在検討中です。

解決事例・相談事例等

【解決想定事例】
・偽造品を買ってしまったのではと考えた消費者と、販売した商品は全く問題のないと考える販売業者間で収拾が付かなくなったケースで、当該商品を中立の立場から多角的に検証する作業を通じて合理的な解決策を提案。

その他特記事項等

これは、「ブランド110番」を運営する（一社）日本流通自主管理協会のロゴマークで、流通市場の中で"中立・公平"を保ち続けるという決意を表しています。「ブランド110番」においても、販売者・購入者の間に入り、中立を保ちながら、合理的に裁定を行ってまいります。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0077.html）を御覧ください。

認証番号【010】
認証年月日 平成 20年3月19日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
住所	東京都千代田区富士見二丁目4番6号　宝5号館2F
名称	Consumer ADR TEL：03-6434-1125 E-mail： URL：https://nacs.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】特定商取引に関する紛争
例）訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に係る取引
【対応可能な地域】
消費者相談は、全国対応可能。

アピールポイント

①ConsumerADRは、NACSの消費者相談を受けることを前提としています。この消費者相談は、土曜日・日曜日に実施されているので、平日仕事等で時間の取れない方も相談ができるようになっています。また、相談の段階で、事案の内容を詳しく聞き取り事実関係の整理ができるため裁定手続に移行してから手続をスムーズに行えます。
［消費者相談］
土曜日（年末年始を除く）10時～12時、13時～16時　TEL：06-4790-8110
日曜日（年末年始を除く）11時～16時　TEL：03-6450-6631
②手続実施者の弁護士は、消費者問題に精通し実績のある弁護士が担当します。また、他の手続実施者は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有し、かつ消費者相談業務に関し3年以上の実務経験のある者が務めます。

手数料

申請手数料	申立費用5,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

実施日時	月曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで（年末年始・祝祭日を除く）
手続実施者の構成	弁護士1名・消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、消費生活ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ、消費生活相談員のいずれかの資格を有する者2名
解決までの標準期間	消費者取引の特性上、相談者や事例ごとに異なり標準期間はない。
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【解決事例】
昨年に続き、令和3年度も消費者相談室での斡旋でADR裁定に至る前に合意が成立し解決しています。
【相談事例】
夜中にトイレが詰まり、広告で見た業者に修理依頼をしたが、高額な修理料金を請求された。クーリング・オフ希望。未成年者の子供が定期購入で高額なサプリメントを注文したが、業者が未成年者契約の取消しに応じない。ネットで探した副業サポートの業者と高額な契約をしたが、儲からない。

その他特記事項等

新型コロナの感染拡大という社会情勢の中で、消費者の情報のよりどころがインターネットに大きくシフトしています。消費者契約もネット広告がきっかけとなっていることが多く、契約内容も複雑です。年齢、性別、個々の諸事情も様々で、自分での解決が困難な事例が多発している事を考えると、消費者に寄り添ったADRの存在は重要性が高いと思われます。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0010.html）を御覧ください。

認証番号【162】
認証年月日 平成31年3月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人事業再生実務家協会
住所	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号　近鉄虎ノ門ビル10階
名称	事業再生実務家協会　事業再生ADR事業本部 TEL：03-6402-3870 E-mail：adr@turnaround.jp URL：https://turnaround.jp/adr/index.php

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】事業再生に関する紛争
【対応地域】　日本国内すべて

アピールポイント

優良な事業がありながら過剰債務が足かせとなり、健常な経営が営めない企業の問題を解決するため、法的手続に依らずに、金融債権者と債務者の合意に基づき、金融債務について猶予・減免等を行って再建を図る手続です。法的手続と違い秘密裡に行えるため、商取引を円滑に続けられること、第三者が公正性・衡平性を以て厳格な調査を行うため信頼性が高いこと、「つなぎ資金」の借入れができること、金融機関との調整が行えること、債務免除に伴う税制上の優遇措置があること、経営が債務の保証をしている場合に保証人の債務免除等も行えること、社債も対象債権に含むことができること、上場企業においては上場維持が認められることなど、多くのメリットがあります。

手数料

審査料	一律　500,000円（税別）
業務委託金	2,000,000円～（税別／案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。）
業務委託中間金	2,000,000円～（税別／案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。）
報酬金	4,000,000円～（税別／案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。）

実施方法

実施日時	原則、月～金／10:00～12:00、13:00～17:00　（祝日を除く）。
手続実施者の構成	弁護士、公認会計士により構成。手続実施者登録弁護士36名、同登録公認会計士は13名。
解決までの標準期間	平均4～5か月
オンラインによる申込み	事前相談で直接面談をしたのちのオンラインによる申請書類の提出。
オンライン調停	債権者会議へのオンライン参加も可能。

解決事例・相談事例等

【主な原因】
・世界経済、少子高齢化などの影響で国内需要が減少するなか、競合他社との競争が激化し売上が減少した上に過去の過剰債務が足かせとなり、事業の継続が困難となった事例。
・先細る収益事業の改善に着手せず、金融機関からの融資を受けるために、不正会計を行っていたことが発覚、実態は債務超過であった事例など。
【解決策】
事業再生ADR手続に入り、債務者企業と金融債権者との協議を開始、双方の意見を調整した再生計画を策定し、スポンサーの支援を得て、新会社に事業譲渡を行い、複数の関連企業の見直し、生産・営業・販売・管理の統合や不採算事業を撤退するなど効率化を図り、金融機関には債務免除の支援を受けた（解決事例より）など。

その他特記事項等

事業再生ADRは秘密裏に行うため、東証開示規程による上場企業のADR手続のみが報道されるため当会手続は大企業型と言われておりますが、売上高5～6億円から上限なし、未上場、上場企業、などフレキシブルに対応ができます。準則型で第三者による衡平性、公正性、透明性を保持する手続には、信用をいただき、これまで275社が手続を利用しております。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0162.html）を御覧ください。

認証番号【150】
認証年月日 平成29年2月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	企業再建・承継コンサルタント協同組合
住所	東京都千代田区神田司町二丁目2番7号
名称	**中小企業経営再建紛争解決センター** （略称:企業再建ADR） TEL: 03-5296-2224 E-mail: crc-info@crc.gr.jp URL: http://www.crc.gr.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【事業再生分野】
本センターは、中小企業における債権債務の整理に関する紛争を取り扱います。
（中小企業と金融機関等との調整支援を中心に経営再建に関する紛争解決をいたします。）
【対応可能地域】
東京都と隣接する県に本店・支店（経営意思決定機能がある場合）がある中小企業。
但し、それ以外の地域でも本センターが指定する場所においてもセンター長が認めた場合は可能。

アピールポイント

- **本事業者は中小企業の経営再建支援に関し20年の実績があります。**
- **中小企業の経営再建にまつわる債権債務関係の調整支援に特化した初めての法務省認証ADR機関です。**
- **中小企業の経営再建支援の経験が豊富な手続実施者がそろっています。弁護士以外に経営再建に必要な事業系、財務系専門家が登録しています。**
- **簡易、迅速、確実に手続きを進めることができます。**

手数料

申請手数料	330,000円（消費税込）
期日手数料	330,000円（消費税込）（1回当たり） 期日は3回以内の実施予定
成立手数料	1,100,000円（消費税込） ※債権額面500万円以内の場合、他規定あり。
その他	資料閲覧1,100円/1回、謄写11円/1枚、証明書 5,500円/1通（消費税込）

実施方法

実施日時	月から金曜日の10時から12時、13時から17時までです。 （祝祭日、年末年始、夏季休暇等を除く。）
手続実施者の構成	事業、財務等の専門家1名、弁護士1名の2名構成を原則とします。
解決までの標準期間	約1か月から3か月
オンラインによる申込み	本ページ名称欄のE-maiあてにお申し込み可能です。
オンライン調停	オンライン（Web会議システム）による調停も可能です。

解決事例・相談事例等

【想定事例】 自主的な経営再建を目指す中小企業と金融機関等との債権債務（弁済猶予や債権放棄）の調整支援を行います。

その他特記事項等

このようなときに御相談下さい。
- ✔ 債務者、債権者との金融支援協議がスムーズに進まない
- ✔ 実抜、合実計画の策定が出来ない状況だが、事業承継もしたい
- ✔ サービサー、ノンバンク、リース会社等との金融調整も必要な場合
- ✔ 経営者保証ガイドラインで経営者を救済するための金融調整が必要な場合
- ✔ 直ちに特定調停や特別清算が難しい案件の場合
- ✔ 債権放棄等を伴う金融調整が必要な場合 （調停後の特定調停スキームも検討）

※ 詳細は『企業再建ADR仕組みと活用法』銀行研修社発行を御参照ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0150.html）を御覧ください。

認証番号【113】
認証年月日 平成24年4月17日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本企業再建研究会
住所	東京都港区西新橋一丁目5番11号　第11東洋海事ビル9階
名称	事業承継ADRセンター TEL：03-3591-7381 E-mail：info@kigyosaiken.or.jp URL：http://www.kigyosaiken.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【事業承継関係】中小企業の事業承継に関する法的紛争

全国の紛争を取扱い可能

アピールポイント

・当会は、日本経済の中枢を支える中小企業者の皆様を支援することを主たる目的として設立され、50年以上にわたって中小企業支援を中心に活動する弁護士が代表を務めています。
・当会には、中小企業者の皆様を支援するという代表者の志を共有する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の法務、税務、財務会計の専門家が多数所属しています。
・複雑な判断が必要とされる困難な事業承継に関する紛争につきましても、これら専門家の知識を結集し、解決を目指していきます。

手数料

申請手数料	1万6,500円（消費税込）
期日手数料	49万5,000円（消費税込）　ただし、調停期日3回分の手数料
成立手数料	あり
その他	上記のほか、調停期日開始手数料、閲覧・謄写手数料等があります。

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日まで／午前9時から午後5時（祝祭日を除く。）
手続実施者の構成	弁護士1名、公認会計士・税理士等1名による2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】
・相続などの類型（タテ承継）
　中小企業等の経営者の相続や相続に関連して発生する親族間の紛争、親族と第三者（株主や従業員など）との間の紛争
・M&Aや事業譲渡などの類型（ヨコ承継）
　中小企業等のM&Aや従業員への事業譲渡等による会社内部の取締役（株主）間の紛争

その他特記事項等

・申立てを行う事が適切かどうか、どのような形で申し立てたらよいか、について、「窓口相談」にて対応しています。
・現実に紛争状態になっていなければならない、ということはありません。
・対立関係が強いと思われるような場合であっても、当会から申立ての御連絡を差し上げることを通じて、紛争解決がすすむきっかけとなる事もあります。

まずは御相談ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0113.html）を御覧ください。

認証番号【056】
認証年月日 平成22年1月22日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
住所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号　第二証券会館
名称	**証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)** TEL: 0120-64-5005 E-mail: URL: https://www.finmac.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】顧客と対象事業者との間の金融商品取引に関する紛争を取り扱います。
【対応可能地域】あっせんは全国50箇所(各都道府県庁所在地等)で行います。(事務所以外で実施する場合は手続実施者が出張します。)

アピールポイント

・株式、債券、投資信託、FX取引などの金融商品取引に関する専門の紛争解決機関として金融庁から指定を受けています。
・専門的な知識を持った相談員が、公正・中立な立場でお話を伺います。
・あっせん(紛争解決のための話合い)は、金融商品取引に関する知識を有する弁護士(あっせん委員)が公正・中立な立場で主宰します。
・相談、苦情は電話等で無料でお受けします。
・お受けした相談、苦情およびあっせんの内容は非公開ですので、プライバシー保護を遵守します。

手数料

申請手数料	損害賠償金額に応じて税込2,090円～52,360円(あっせん手続のみ)
期日手数料	原則1回当たり税込52,360円(金融機関のみ負担)
成立手数料	なし
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/)

実施方法

実施日時	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時(振替休日を含む祝日及び12月31日～1月3日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	4か月以内(ただし事案による)
オンラインによる申込み	相談、苦情の申出についてはホームページの相談フォームから申出が可能
オンライン調停	―

解決事例・相談事例等

・証券会社の担当者から投資信託の勧誘を受け、「いい商品だから」と勧められるままに買い付けた。しかし大きな損失が発生し、投資資金が半分くらいになってしまった。当該投資信託はリスクが高く仕組みが複雑であることが後から分かったが、勧誘時にはそのような説明がなかった。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。
・証券会社から株式の取引報告書が届いた。証券会社の担当者と株式の銘柄について相談はしたが買った覚えはない。担当者が勝手に買ったものと思われる。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。

その他特記事項等

・当センターではホームページに過去のあっせんの事例を豊富に掲載していますので参考にしてください。(https://www.finmac.or.jp/tokei-siryo/index_03/)
・上記のほか、広報誌「機関誌FINMAC」では様々なトピックを掲載していますので、こちらもぜひ御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/backno/#kikanshi)

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0056.html)を御覧ください。

認証番号【057】
認証年月日 平成22年1月26日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本共済協会
住所	東京都新宿区新宿五丁目5番3号　建成新宿ビル6階
名称	日本共済協会共済相談所 TEL：03-5368-5757 E-mail： URL：https://www.jcia.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【対象分野】
（金融・保険関係）共済契約に関する紛争
(1)～(8)いずれかの団体（その会員団体を含む。）との間で締結した共済契約に関する紛争。
ただし、当事者間において苦情段階で解決した場合及び審査委員会が事実認定が著しく困難である等、裁定を行うに適当でないと認めた場合は除きます。
(1) 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）
(2) 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）
(4) 全国大学生協共済生活協同組合連合会（大学生協共済連）
(5) 全国共済水産業協同組合連合会（JF共水連）
(6) 全日本火災共済協同組合連合会（日火連）
(7) 全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）
(8) 全国自動車共済協同組合連合会（全自共）
【対応可能地域】
全国の紛争を取り扱い可能。ただし、審議等の対応は事業者の事務所（東京都）において行います。

アピールポイント

○中立・公正な立場で対応します。契約関係者と会員団体との間で共済に関するトラブルが起きた際に、紛争解決支援手続を行う審議会には弁護士や消費生活専門相談員など、中立・公正な第三者を選任します。
○苦情解決手続や紛争解決支援手続にかかる費用は無料です。（ただし、審議の場に当事者が出席いただく場合の交通費、書類のコピー費用、書類の郵送料及び電話代等の実費は当事者各自の負担とさせていただきます。）
○裁定申立てがされた場合、会員団体には、原則として裁定手続への参加を応諾する義務及び審議結果について尊重しなければならない義務が課せられています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通信費や事情聴取に参加される場合の交通費等は自己負担いただきます。

実施方法

実施日時	月～金／午前9時～午後5時（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除きます。）
手続実施者の構成	審査委員会委員長が審査委員会委員のうちから選任した3名の委員（うち1名以上を弁護士とします。）
解決までの標準期間	原則4か月間
オンラインによる申込み	ー（利用できません。）
オンライン調停	ー（利用できません。）

解決事例・相談事例等

共済契約の成立や各種共済金（死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、火災・自然災害共済金等）の支払等、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関するトラブル
【解決事例】
入院共済金を請求したが、団体側が約款・事業規約に定める「入院の定義」に該当しないとして共済金支払否と判断されたことを不服として申立てがあったもの。審議会は、全入院期間のうち一定の期間は「入院の定義」に該当する、と判断し、当事者双方に和解を提示したところ、双方とも受諾し、解決に至りました。

その他特記事項等

※自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、専門紛争処理機関の対象案件のため、取り扱いません。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0057.html）を御覧ください。

認証番号【017】
認証年月日 平成20年7月11日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	全国社会保険労務士会連合会　　JCN8010005003972
住所	東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号　社会保険労務士会館
名称	**社労士会労働紛争解決センター** TEL：(03)6225-4887 E-mail： URL：http://www.shakaihokenroumushi.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争

アピールポイント

○迅速に解決
社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、裁判のように長期間に何度も裁判所に通ったりする必要がないため、経営者と労働者の双方にとって、とても利用しやすい制度です。事案が複雑な場合や次回期日を開催すれば和解の見込みがある場合等は、複数回開催することも可能であり、柔軟にご対応いたします。
○労働問題に精通した社労士が対応
社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、労働問題に精通した社労士があっせん委員となります。内容によっては、弁護士の助言や同席もあり、適切な和解案をご提案いたします。
○あっせん申立て費用の負担が少ない
社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、あっせん申立て費用の負担が少なく設定されています。裁判のように「きちんと解決したいけど、お金がかかるから何もできない」といったストレスを感じることなくご利用できます。

手数料

申請手数料	3,150円
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	0円

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時30分まで（12月29日から1月4日まで及び祝日を除く）。但し、あっせん手続の期日は原則として水曜日及び毎月第二土曜日の午前10時から午後8時までの間に実施
手続実施者の構成	社会保険労務士、弁護士
解決までの標準期間	受付日から概ね1か月以内にあっせんする日が決まり、原則として1回で解決
オンラインによる申込み	－
オンライン調停	#VALUE!

解決事例・相談事例等

○労働契約に関するトラブル　　○退職・雇止めに関するトラブル
○育児・介護休業に関するトラブル　　○賃金問題に関するトラブル　　など

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センターが対象とするのは、個別労働関係紛争のみです。
つまり、労働契約（賃金、解雇や出向・配属に関することなど）及びその他の労働関係（職場内でのいじめ、嫌がらせなど）に関する事項についての、個々の労働者と経営者との間の紛争が「あっせん」の対象となります。したがって、労働組合と事業主との紛争（集団的労使紛争）、明らかな労働基準法等の労働関係法上の法規違反や労働者と事業主との間における私的な金銭の貸借に関する問題等は対象にはなりません。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0017.html）を御覧ください。

認証番号【33】
認証年月日 平成21年6月26日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人　個別労使紛争処理センター
住所	東京都千代田区神田佐久間町三丁目37番地　石井ビル303
名称	労使紛争解決サポート首都圏

TEL：(03)6802-6837
E-mail：info@npo-adr.com
URL：http://www.npo-adr.com

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者（退職者を含む。）と事業主との間の紛争（紛争の当事者のいずれかの住所又は所在地が、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県にある場合に限ります。）

アピールポイント

当労使紛争解決サポート首都圏には、弁護士、社会保険労務士などが参加しており、労使トラブルに関連した社会保険や労災保険・雇用保険、のご相談にも対応することが出来ます。また、面談による労働相談は相談される方の勤務後(18時～20時の範囲)に行うことも可能です。

手数料

申請手数料	5,000円(税込)と郵送料1,000円
期日手数料	5,000円(税込)
成立手数料	和解の価額　成立手数料 100万円以下　6万円 100万円超300万円以下　6万円＋(和解の価格－100万円)×6.0% 300万円超500万円以下　18万円＋(和解の価格－300万円)×4.0% 500万円超1,000万円以下　26万円＋(和解の価格－500万円)×2.0% 1,000万円超2,000万円以下　36万円＋(和解の価格－1.000万円)×1.0% 2,000万円超　46万円＋(和解の価格－2,000万円)×0.6%
その他	上記のほか、必要に応じて出張費、閲覧手数料等があります。

実施方法

実施日時	原則として毎週火・金曜日（祝祭日を除く）12:30～16:30
手続実施者の構成	弁護士1名と社会保険労務士1～2名で構成します。
解決までの標準期間	2か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

1. 賃金、労働時間など労働条件をめぐるトラブル
2. 退職・解雇をめぐるトラブル
3. 職場でのいじめ、ハラスメントなどのトラブル
4. 異動・出向などをめぐるトラブル
5. 非正規雇用をめぐるトラブル

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0033.html）を御覧ください。

認証番号【045】
認証年月日 平成21年10月16日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京都社会保険労務士会
住所	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F
名称	**社労士会労働紛争解決センター東京** TEL：03-5289-0751 E-mail：center_tokyo@tokyosr.jp URL：http://www.kaiketu-sr.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】個別労働関係紛争（労働契約やその他の労働関係に関する事項についての、個々の労働者と事業主との間の紛争）～解雇、退職勧奨、出向、配置転換、雇止め、労働条件の引き下げ、採用後の内定取り消し、ハラスメント等～
【対応地域】事業所所在地が東京都内の場合のみ対応可能

アピールポイント

当センター東京は、当事者双方が納得するまで問題を掘り下げ、話し合い（あっせん）による解決・和解に向けてサポートします。
特徴①：申立費用が無料です。
特徴②：あっせん期日を平日夜間、土曜日に設定することが可能です。
特徴③：納得されるまで複数回（原則3回）の対応が可能です。
特徴④：複数の特定社会保険労務士があっせん委員として対応します。
特徴⑤：使用者（会社）からのあっせん申立ても可能です。

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	代理人を選任される場合は、別途、費用が必要です。 （当センターで代理人の紹介は行っておりません。）

実施方法

実施日時	あっせん期日は月曜～金曜の午後1時30分～8時及び土曜日の午後1時30分～午後5時（祝日及び12月28日～1月4日を除く）
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（その他、助言弁護士1名）
解決までの標準期間	約1か月から3か月
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・雇用契約の終了（解雇・雇止め）に関する紛争
・ハラスメントに関する紛争
・配置転換に関する紛争
・採用内定取り消しに関する紛争　等

その他特記事項等

労働・社会保険諸法令と人事労務管理の専門家である社労士が、プロフェショナルとしての課題解決能力を発揮します！

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0045.html）を御覧ください。

認証番号【170】
認証年月日 令和3年5月17日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
住所	東京都港区虎ノ門3-6-2 第二秋山ビル1F
名称	**コンビニエンスストア相談センター**

TEL：代表：(03)5777-8701　相談受付：(03)6402-3155
E-mail：soudan@jfa-fc.or.jp
URL：https://www.jfa-fc.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ契約に関する紛争（日本国内限定）。

アピールポイント

フランチャイズ契約が継続中の契約者本人による相談について、まずフランチャイズ相談センターで無料相談を実施していただき、相談のみでは解決しない場合で、協議による解決の見込みがある場合に調停手続きを御案内します。

調停人としてフランチャイズ・システムに精通した弁護士及び学識経験者を選任し、和解の仲介をサポートし、原則的に1～3回以内での解決を目指します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円（第2回目以降）
成立手数料	55,000円
その他	

実施方法

実施日時	月曜日・木曜日　13:00～17:00（祝日及び年末年始等は除く）
手続実施者の構成	弁護士1人及び学識経験者1人を選任
解決までの標準期間	約2か月～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当センターが認める場合のみ可

解決事例・相談事例等

特記事項なし

その他特記事項等

その他詳細な情報は、欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0170.html）を御覧ください。

認証番号【019】
認証年月日 平成20年9月22日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　日本産業カウンセラー協会
住所	東京都港区新橋6－17－17　御成門センタービル6階
名称	ADRセンター TEL：03-3438-4568 E-mail：adr@counselor.or.jp URL：www.counselor.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

①【労働関係】個別労働関係紛争
②【家事関係】夫婦関係等男女間に関する紛争（離婚を含む。）
※全国の紛争を取扱い可能
　但し、手続は東京・大阪・名古屋のいずれかのADRセンターにて行います。

アピールポイント

・当センターのADRは、わが国では数少ない「対話促進型ADR」の手法を採用しています。
**　弁護士は同席せずに、お互いの話合いを深めていく中で合意点を探っていきます。**
**　当事者同士の話合いの中で、法令の解釈適用等何らかの法律的な専門知識が必要となった場合は、当センター契約の弁護士に助言を求められるような措置もとられています。**
・紛争当事者が資力に乏しい時、調停に要する費用（手数料等）を減免する制度もありますのでお申し出ください。

手数料

申請手数料	29,700円（税込）
期日手数料	6,600円（税込）
成立手数料	別表表示（別表の内容については、直接お問い合わせください。）
その他	不要

実施方法

実施日時	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時
手続実施者の構成	原則、カウンセラー2名編成。
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

・税理士事務所を経営する父親と従業員である息子との間の事業の承継を巡る紛争で、調停者による粘り強い当事者間の対話の促進により6回目で一定の合意に達した。
・妻より、離婚及びそれに伴う親権、養育費、財産分与、面会交流に関する申立てがあり、8回に及ぶ話し合いの結果、協議離婚が成立、合意に至った。

その他特記事項等

本部ADRセンター以外に、次の3か所にADRセンターを設置しています。
○東京支部ADRセンター
　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目3番12号　菱化代々木ビル4階　TEL：03-6434-9130
○関西支部ADRセンター
　大阪府大阪市中央区本町1丁目4番8号　エスリードビル本町8階　TEL：06-6271-9495
○中部支部ADRセンター
　愛知県名古屋市東区東桜一丁目9番26号　IKKOパーク栄ビル4階　TEL：052-618-7830

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0019.html）を御覧ください。

認証番号【076】
認証年月日 平成22年8月25日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
住所	東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAXTTビル9階
名称	**不動産鑑定士調停センター**

TEL：03－3434－2304
E-mail：adr@fudousan-kanteishi.or.jp
URL：https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/cyoutei/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】不動産の価格に関する紛争
- 地代及び家賃の値上げ、値下げトラブル
- 借地している建物の売買、増築、改築、借地条件の変更の価格トラブル
- 借家している建物の売買金額、更新料、明渡し料のトラブル
- 担保不動産の任意売却価格に関するトラブル
- 土地や建物に関するトラブル
- 遺産相続、財産分与に関するトラブル

※全国の紛争を取扱い可能（オンライン調停又は手続実施者が出張いたします）

アピールポイント

・不動産の専門家である不動産鑑定士が主体となり、弁護士の協力を得て解決を目指します。
・遺産相続に伴う共有持分の買取に関する紛争解決の実績があります。
・遺産相続に伴う紛争でお困りでしたら、まずはメール、お電話で御相談ください

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	33,000円（税込）
成立手数料	不動産の時価相当額が3千万円未満の場合、時価相当額の0.65%＋130,000円（税別）
その他	上記のほか、必要に応じて出張費用、調査・鑑定費用等がかかります。

実施方法

実施日時	月～金／午前9時～午後5時
手続実施者の構成	不動産鑑定士2名、弁護士1名による3名構成
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
不動産の相続に伴うトラブル
地代のトラブル

その他特記事項等

事前相談は無料です。まずは、メール、お電話にて御連絡ください。

ADR（裁判外紛争解決）事業者
不動産鑑定士調停センター
（法務大臣認証第76号）

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0076.html）を御覧ください。

認証番号【151】
認証年月日 平成29年3月15日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本不動産仲裁機構
住所	東京都中央区日本橋堀留町1－11－5　日本橋吉泉ビル2F
名称	日本不動産仲裁機構ADRセンター TEL：03-3524-8013 E-mail：info@jha-adr.org URL：http://jha-adr.org/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争
全国対応可能（手続実施者が出張、またはWEB会議で手続を実施します）

アピールポイント

・不動産の取引・管理・施工・相続等に関する様々な分野ごとの専門家団体（住宅建築、インスペクション、敷金、シックハウス、住宅ローン、競売、民泊、太陽光発電、相続診断等）の協力を得て、当事者に最適な解決を目指しています。
・全国どこの問題でも、当事者が希望する場所やWEB会議などによる方法で手続を実施できます。
・当事者同士が直接対面しなくても、交互の電話等により手続きを進めることもできます。
・申立てに対して相手方が応じない場合には、申立手数料の半額が返還されます。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	1期日あたり11,000円（原則として、当事者双方が半額ずつ負担）（税込）
成立手数料	手数料は解決額により異なります。詳細は欄外のURLを御参照ください。 原則として、当事者双方が半額ずつ負担していただきます。
その他	手続実施者出張の場合は出張費用

実施方法

実施日時	月～金/午前10時～午後5時（祝祭日・年末年始休業日を除く）
手続実施者の構成	原則として機構に登録された調停人候補者名簿から1名を選任
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能　https://jha-adr.org/consultation/adr.html
オンライン調停	Web会議システムなどを利用した調停が可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・不動産の売買契約の解除に関するトラブルについて、売主である不動産業者と買主である消費者の間で和解が成立し、目的不動産の返還と代金の一部返還という形で利用者の意向に沿った解決がなされた。
・戸建物件のベランダ防水工事に関するトラブルで、当事者一方の費用負担による修繕工事がなされることで和解した。

その他特記事項等

●当機構に寄せられるトラブルのご相談事例

・売買契約における瑕疵の発覚	・競落物件の占有者退去について	・住宅ローン関するトラブル
・サブリースに関連する契約トラブル	・リフォームに関するトラブル	・住宅施工に関するトラブル
・騒音などによる隣人トラブル	・民泊に関するトラブル	・太陽光発電機器について
・家賃滞納のトラブル	・家賃等の増減額交渉について	・相続不動産に関する問題

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0151.html）を御覧ください。

認証番号【157】
認証年月日 平成30年8月24日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本マンション管理士会連合会
住所	東京都文京区春日2－13－1芳文堂ビル4階
名称	マンション紛争解決センター®

TEL：03－5801－0869
E-mail：adr-info@nikkanren.org
URL：https://www.nikkanren.org

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

・紛争の分野：マンション管理に関する紛争
・対応可能地域：全国対応可能（手続実施者が出張します。）

アピールポイント

① 国家資格者でマンション管理・運営のスペシャリストであるマンション管理士で、かつセンター主催の講習会を受講及び試験に合格した者（以下、「ADR実施者」という。）が紛争解決に当たります。
② 紛争当事者のご希望があれば、センターの調停室以外の場所でマンションADR®を実施することも可能です。
③ 日本マンション管理士会連合会西日本分室（大阪市）に調停室を設置しました。
④ 申込後、紛争の相手が応諾しなければ、申込手数料の半額から振込手数料を差し引いた額を返還いたします。

手数料

申請手数料	33,000円（税込、マンションADR®の申込者のみ）
期日手数料	当事者各々より1期日毎につき5,500円（税込）
成立手数料	成立費用として、当事者から合計11,000円（税込）。按分は当事者協議。
その他	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。出張費用必要

実施方法

実施日時	当事者と手続実施者の話合いで決定します。
手続実施者の構成	当面、マンション管理士2名を原則とします。
解決までの標準期間	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	実施について検討

解決事例・相談事例等

・管理費滞納、ペット、騒音、建替え等の合意形成、管理会社、理事会と区分所有者の関係、工事請負に関するもの等マンション管理・運営関連のトラブル
・専用使用権のある開口部の修繕費の負担のトラブル
・漏水事故の補償をめぐるトラブル

その他特記事項等

当センターは対話促進型同席調停方式を採用し、以下の点を配慮して紛争解決を目指しています。
①「紛争解決後も紛争当事者はマンションで共に暮らしていく」ことを考慮しています。
②手続実施者が「説得」して解決するのではなく、紛争当事者自身によって「今後のマンション暮らし」を「創造」し「納得」した解決策を考えることができるようにします。
③手続実施者の役目は当事者の話合いの場の創設に関与し、話合いを促進・支援することです。
④申込者には申込から期日まで手続についてADR実施者名簿登載者が助言対応いたします。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0157.html）を御覧ください。

認証番号　【030】
認証年月日 平成21年５月25日

令和４年４月１日現在

認証ＡＤＲ機関の基本情報

事業者名	東京都行政書士会
住　所	東京都目黒区青葉台三丁目1番6号　行政書士会館4階
名　称	**行政書士ADRセンター東京**

TEL：03-5489-7441
E-mail：adr@tokyo-gyosei.com
URL：https://www.adr.tokyo-gyosei.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】

1. ペットに関するトラブル
   ●東京都内で飼われている(飼われていた)ペットに関するトラブルや東京都内で起こったペットに関するトラブル
   ＜例＞ペットの売買、獣医療、ペットによる傷害、ペットの死傷、ペットの里親(譲渡など)、ペットの預かり、その他ペットトラブル全般
2. 賃貸住宅の敷金返還・原状回復に関するトラブル
   ●東京都内の賃貸住宅(アパートやマンションなど)についての敷金の返還や原状回復費用に関するトラブル
   ＜例＞敷金が返還されない、請求された原状回復費用に納得がいかない、原状回復費用の支払を拒否されているなど
3. 外国人の職場や学校におけるトラブル
   ●東京都内の会社や事業所で働いている外国人の労働環境や職場環境に関するトラブル
   ＜例＞文化的な価値観、宗教・慣習などの違いから起こるトラブル、セクハラ、パワハラ、配置転換、差別的な取扱いなど
   ●東京都内の学校での外国人の児童・生徒の教育環境に関するトラブル
   ＜例＞文化的な価値観、宗教・慣習などの違いから起こるトラブル、いじめ、不登校、差別的な取扱いなど

【交通事故関係】

4. 自転車事故に関するトラブル
   ●東京都内で発生した自転車の交通事故に関するトラブル
   ＜例＞自転車と自転車、自転車と歩行者、自転車の物損事故など

※全国対応可能

アピールポイント

- お申込みの前には、無料の事前相談が受けられるので安心です。
- 御希望に応じて土日祝日や夜間にも事前相談や調停を実施することができます。
- 都内で唯一ペットトラブルを専門にしているなど、各分野に特化した専門の行政書士が調停人を務めます。
- 相談の電話受付、事前相談、手続管理も全て、所定の研修を受けた行政書士が担当します。
- お申込み案件ごとに専任の行政書士がケースマネージャーを務めますので安心です。
- 調停で合意が整ったら、その日のうちに合意書を作成してお渡ししています。
- 認証取得10年以上の実績と経験があります。お気軽に御相談ください。

手数料

申請手数料	3,600円
期日手数料	3,600円
成立手数料	不要
その他	・出張調停の希望があった場合は所定の費用が掛かります。 ・上記手数料の支払が困難な方については減免手続を用意しています。

実施方法

実施日時	電話:火・木・土/10時～16時　調停・事前相談:希望に応じて日時を設定
手続実施者の構成	行政書士1名以上(事案の内容により弁護士1名が加わる)
解決までの標準期間	約1か月～3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【事例】
- ペットを獣医師に診せたら死んでしまった・犬に咬まれて大ケガをした
- 里親で譲渡したネコを返してほしい
- 同居中に飼っていたネコの所有権問題・地域猫トラブル・ドッグランにおけるトラブル
- 逸失利益を含む自転車事故の損害賠償請求・自転車事故によるケガの治療費や休業損害の賠償請求
- 自転車事故の過失割合に関する争い
- 使い方に問題のある賃貸住宅の原状回復費用・賃貸マンショのン敷金の未返還・原状回復の工事見積もりへの不満
- 外国人児童への教員の差別的な対応・外国人であることを理由とするいじめ
- 文化の違いを理由とする配置転換
- お互いの慣習を知らないことでの外国人のトラブル、その他

その他特記事項等

行政書士ADRセンター東京の調停の特徴
『安心・納得・手軽』
安心・・・・法律書類作成(行政書士法に定めるものに限る)のプロである行政書士が合意書を作成するので、トラブルの拡大や蒸し返しの予防に最適です。また、調停は非公開で行われ、当事者のプライバシーを厳重に守ります。
納得・・・・当事者が主体となって話合いを行うスタイルを採用しているので、円満な解決が目指せます。
手軽・・・・日程は土日や夜間など柔軟に設定できます。専任の行政書士がケースマネージャーとして手続をサポートします。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0030.html）を御覧ください。

認証番号【123】
認証年月日 平成25年2月21日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人 日本自転車普及協会
住所	東京都品川区上大崎3丁目3番1号　自転車総合ビル4F
名称	自転車ADRセンター TEL：03－4334－7959（月・木 10:00～16:00） E-mail：jitensha_adr@jifu.jp URL：http://www.bpaj.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】自転車事故に関する紛争（自転車同士の事故・自転車と歩行者の事故）
【対応可能地域】東京都及び隣接する県について対応可能

アピールポイント

・自転車事故を専門に取り扱っています。
・面談は、無料で行っています。（要予約）
・調停委員は、弁護士(3名)が担当しています。
・期日手数料は、無料です。

手数料

申請手数料	5,500円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	経済的利益の額により決定する。
その他	鑑定料（事故鑑定が必要な場合）など

実施方法

実施日時	電話受付　月・木 ／午前10時～午後4時（年末年始を除く）
手続実施者の構成	弁護士3名
解決までの標準期間	約3か月～約6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・自転車と歩行者の事故において、相手から一方的に請求された金額に納得ができなかったが、話合いを重ね、和解成立に至った。
・自転車同士の事故において、過失割合に争いがあったが、話合いにより、和解成立に至った。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当協会ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0123.html）を御覧ください。

認証番号【027】
認証年月日 平成21年4月15日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人　家庭問題情報センター
住所	東京都豊島区西池袋二丁目29番地19号池袋KTビル10階
名称	東京ファミリー相談室 TEL：(03)3971-3741 E-mail：adr@fpic.or.jp URL：http//www1.odn.ne.jp/fpic

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【家事関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護（養育費、面会交流など）に関する紛争　対応可能地域：首都圏

アピールポイント

1. 元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家庭裁判所調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように中立の立場で対話を進めます。
2. 日曜・夜間を含め、当事者の御希望に沿った時間帯での開催に、可能な限り応じます。
3. 調停期日5回又は3か月の早期解決に努めます。
4. 訴訟費用に比べ、経済的負担が少ない。
5. 調停手続は非公開で実施します。
6. 申込前の事前相談は無料で行います。

手数料

申請手数料	申込時双方各3,000円
期日手数料	期日ごとに双方各10,000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前相談は無料

実施方法

実施日時	受付時間　月曜～金曜：10:00～17:00　調停実施日時　祝日・夏季休業・冬季休業日を除き御要望に対応します。
手続実施者の構成	前記資格を有する当法人の会員で調停人としてふさわしい候補者名簿の中から原則男女各1名が指名されます。
解決までの標準期間	5回以内の調停の期日又は3か月以内の期間で合意が調うように努めます。
オンラインによる申込み	当法人のホームページよりオンラインの申込みが可能です。
オンライン調停	実施に向けて準備を行っています。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
1. 面会交流支援中に、子の成長に伴い養育に悩む監護親からの申立てがあり、同席調停で面会親とじっくり話し合うことにより、成長に合わせた面会の在り方につき合意ができ、養育費の増額も実現した。
2. 別居中の若い当事者が祖父母の干渉もあり話合いができなかったが同席調停で専門家を交えて話し合うことにより双方の約束条件が調い円満調停が成立した。

【相談事例】
相談内容は離婚・養育費・面会交流・円満調整と多岐にわたったが、事前相談の結果、相談者は自己の主張を整理することができ、監護親が希望する面会条件を面会親が了解することで調停が成立した。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0027.html）を御覧ください。

認証番号【153】
認証年月日 平成29年12月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	小泉　道子
住所	東京都千代田区霞が関3丁目6－14　三久ビル504
名称	家族のためのADRセンター TEL：03-6883-6177 E-mail：info@adr-family.com URL：https://adr-family.com

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】
①夫婦関係等の関する紛争（離婚など）　②相続　③親族間のもめごと
【対応可能地域】
全国（zoom等のオンライン利用及び調停者の出張により対応）

アピールポイント

- **平日夜間や土曜日も利用可**
- **zoomを利用してのオンライン調停が可能**
- **家庭問題のスペシャリストが集結しての質の高い調停を提供**
- **早期解決**
- **取扱件数多数（親族関係調停取扱件数全国トップクラス）**
- **成立時の成功報酬なし**
- **ADR成立後の公正証書に関するサポートも提供**

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	11,000円（税込、双方）
成立手数料	無料
その他	－

実施方法

実施日時	月曜から土曜の午前9時から午後8時
手続実施者の構成	弁護士、家庭裁判所調査官及び家事調停委員経験者
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	メールによる申込可能
オンライン調停	zoomによるオンライン調停可能

解決事例・相談事例等

＜夫婦関係＞
・修復に向けての話合いや婚姻費用・面会交流といった別居条件に関する話合いもサポートします。
・DVで住所を秘匿したい、同じ場所に行けないという場合はzoomを利用した調停も可能です。
・夫婦だけでは離婚条件が決められない、そんな場合のアドバイスもいたします。
＜相続＞
・生前贈与の有無・寄与分の有無・遺産の分け方等で争いがある場合の遺産分割協議が可能です。

その他特記事項等

離婚や相続を始めとする御家族間の問題は、法律の問題と気持ちの問題が複雑に入りまじっています。当センターでは、心理と法律に詳しい専門家が公平中立な立場でお話合いを仲介いたします。
まずは、おひとりで悩まず、相談にいらしてください。
早期解決・穏やかな解決を目指してサポートいたします。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0153.html）を御覧ください。

認証番号【001】
認証年月日 平成21年9月4日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
住所	東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 905
名称	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 TEL：03-6812-9257 E-mail：info@jsaa.jp URL：http://www.jsaa.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【スポーツ関係】スポーツに関する紛争、全国対応可能

アピールポイント

・当機構は、平成19年の認証取得以降、調停事案の手続きが開始した事案の総数は14件、その内和解成立件数は4件あります。また、相談事案等を含めたスポーツ紛争（仲裁案件を含む）の総取扱事案数は約1,000件に上り、経験・実績が豊富です。
・紛争内容に応じ、経験豊富なスポーツ紛争の専門家（弁護士・大学の法学関係教授等）である調停人の協力を得て解決を目指しています。
・当機構は、調停の手続に必要な費用の支援を行うために、手続費用支援に関する規則を定めており、当事者からの支援要請に基づき審査をし、その結果当機構が手続費用支援を可と認めた場合は、一事案一当事者につき、最大で30万円（税別）の支援金の支給を受けることが可能です。

手数料

申請手数料	調停申立料金25,714円　調停応諾料金25,714円
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	調停人・事務局職員の交通費等、調停期日の会場費等がかかる場合があります。

実施方法

実施日時	月～金（祝日は除く）10:00～17:00
手続実施者の構成	1名構成を原則とする。
解決までの標準期間	約3.5か月
オンラインによる申込み	可能（Eメール）
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

・移籍に関する競技者・チーム間の紛争
・解雇に関する競技者・チーム間の紛争
・大会参加に関する競技者・競技団体間の紛争
・団体の運営改善に関する競技者親族・競技団体間の紛争

その他特記事項等

その他詳細な情報は，当機構ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0001.html）を御覧ください。

認証番号【141】
認証年月日 平成27年8月26日
令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	電力広域的運営推進機関
住所	東京都江東区豊洲6－2－15
名称	電力広域的運営推進機関 TEL：03-6632-0909 E-mail：funsokaiketsu-o@occto.or.jp URL：http://www.occto.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【エネルギー関係】
電力系統の利用に関する紛争。
送配電等業務に関する電気供給事業者（電気を供給する事業を営む者）間の紛争を扱います。
全国対応可能（東京の事務所にて、ご相談対応いたします）

アピールポイント

・電気供給事業者さまからの送配電等に係る業務に関するご相談について主に技術面を専門に取り扱っています。

・電気事業関連の制度や専門的な技術に関する内容について、ご希望に沿って適切な説明を行う等、丁寧に対応しています。

手数料

申請手数料	（あっせん）22,000円（税込）、（調停）220,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	旅費、交通費等は自費でお願いします。

実施方法

実施日時	月～金／午前9時～12時、13時～17時40分
手続実施者の構成	電気工学、経済学、法学等の専門家及び弁護士等
解決までの標準期間	3～6か月
オンラインによる申込み	メールにより申し込みを受け付けています。
オンライン調停	web会議等によりオンラインにて対応いたします。

解決事例・相談事例等

【相談事例】
・系統アクセスに必要な工事費負担金または工期に関する案件
・系統連系に必要な設備や条件に関する案件
・連系後に必要となる運用の条件に関する案件

その他特記事項等

電力広域的運営推進機関では3つの目的の実現に向け、取り組んでいます。
①電力の安定供給の確保
②電気料金の最大限の抑制
③電気利用の選択肢や企業機会の拡大

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0141.html）を御覧ください。

認証番号【009】
認証年月日 平成20年3月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県弁護士会
住所	横浜市中区日本大通9番地
名称	神奈川県弁護士会紛争解決センター TEL：045-211-7716 E-mail： URL：https://www.kanaben.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）
不動産関係、家族関係、貸金・債務関係を始め民事のトラブルを広く扱います。
※ 全国対応可能（ただし、事業者の事務所から現地に出張して手続を実施する場合、旅費及び日当その他費用をあらかじめ納付する必要があります。）

アピールポイント

当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。
あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。
当センターは、平成20年3月、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効中断効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用しやすくなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ（https://www.kanaben.or.jp/）からもダウンロードできます。
お問合せは、電話045-211-7716まで。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）申立人負担
期日手数料	1期日につき申立人相手方各自5,500円（税込）ずつ
成立手数料	解決金額に応じて算出
その他	上記のほか、鑑定費用、測量費用などが生じる場合あり。

実施方法

実施日時	土日祝日及び年末年始、1/4、1/5を除く平日／午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）
手続実施者の構成	原則弁護士1名。ただし、事案により、 複数の弁護士や建築士等他分野の専門家も加えた合議体による。
解決までの標準期間	約3か月程度
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	令和4年4月開始を予定

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・雨漏りを原因とする建築紛争について、原因調査を行った上で補修工事をするとの合意のみならず、補修後の補償問題も補修工事終了後に話し合うとの合意がなされ紛争解決が図られた。
・エステ施術によって火傷した事故について、あっせん人が裁判になった場合に予想される慰謝料額を当事者双方に提示し、当事者双方が納得の上、1回のあっせん期日で解決が図られた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0009.html）を御覧ください。

認証番号【014】
認証年月日 平成20年6月13日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県司法書士会
住所	横浜市中区吉浜町1番地
名称	**神奈川県司法書士会調停センター** TEL：045-641-1553 E-mail：postmaster@shiho.or.jp URL：http://www.shiho.or.jp/k_support/index.html

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
神奈川県内に限らず、賃貸住宅の原状回復や家賃等・その他貸金等の債権債務関係を中心に法的紛争を扱います。

アピールポイント

・司法書士による親切丁寧な事前受付、並びにその後の手続進行、案内をサポートいたします。
・土日、夜間の調停実施が可能です。
・当事者の集まりやすい場所での調停実施も可能です。
・親族や利害関係者の同席について、柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	①トラブルの内容が30万円以下の場合　5,500円（税込）
	②トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合　22,000円（税込）
期日手数料	①トラブルの内容が30万円以下の場合　5,500円（税込）
	②トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合　11,000円（税込）
成立手数料	不要
その他	

実施方法

実施日時	原則毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝祭日を除く。） 上記以外でも開催可能（要相談）
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）2名が原則
解決までの標準期間	4か月以内（目標期間）
オンラインによる申込み	まだ対応なし
オンライン調停	まだ対応なし

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・知人間での金銭等貸借トラブル
・賃貸住宅の原状回復請求や家賃の更新に伴うトラブル
・美容院と施術に関するトラブル
・相隣関係トラブル（ペットの騒音等）

その他特記事項等

賃貸借トラブル、金銭トラブル、近隣トラブル等様々な事件を取り扱っております。
調停は1回2時間～3時間、期日は1～2回で終了することが多いです。
なお、当センターで調停期日を迎えた案件の和解成立は、77%です。（平成27年～平成30年まで）
当センターの目標として、当事者の抱えているトラブルに寄り添った解決をお手伝いいたします。
詳細はお問い合わせ下さい。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0014.html）を御覧ください。

認証番号【041】
認証年月日 平成21年9月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県社会保険労務士会
住所	神奈川県横浜市中区真砂町4丁目43番地　木下商事ビル4階
名称	**社労士会労働紛争解決センター神奈川** TEL：045-651-9380 E-mail： URL：http://www.kanagawa-sr.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・職場環境）
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争

具体例：解雇・退職トラブル、賃金・残業代未払い、賃金引き下げ、パワハラ・セクハラ、配置転換などの労務トラブル全般
※ 申立人又は相手方の住所または所在地が神奈川県内にあること

アピールポイント

1. 労務管理の専門家である特定社会保険労務士が複数で担当し、その知見と経験をいかして
①労使のトラブルを「あっせん」によって迅速・低費用で公正に解決します。
②申し立て手続き前でも無料で相談に応じます。
③申し立て手続きに関しても専門の特定社会保険労務士が無料でお手伝いします。
2. 使用者側からの申請もお受けします。

手数料

申請手数料	3,300円（消費税込）
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	

実施方法

実施日時	双方の参加意思を確認し、日程調整をし、原則1回（1日）で解決
手続実施者の構成	特定社会保険労務士・事案によって弁護士があっせん委員に加わる
解決までの標準期間	申立受付日より概ね1か月以内の解決を見込んでいます。
オンラインによる申込み	実施いたしておりませんが、現在、導入に向けて検討中です。
オンライン調停	実施いたしておりません。

解決事例・相談事例等

1. 派遣契約期間満了前の契約解除を争う申立人（派遣労働者）と被申立人（事業所）との紛争があっせんにより、解決金支払いをもって和解が成立し、解決した。
2. 人員削減を理由とする雇止めを争う申立人（パートタイマー）と被申立人（事業所）との紛争があっせんにより、解決金支払いをもって和解が成立し、解決した。

その他特記事項等

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和3年度	1	1		1	
令和2年度	2	2	2		
平成31年・令和元年度	5	5	1	2	2

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0041.html）を御覧ください。

認証番号【047】
認証年月日 平成21年10月23日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県土地家屋調査士会
住所	神奈川県横浜市西区楠町18番地
名称	境界問題相談センターかながわ

TEL：045-290-4505
E-mail：非公開
URL：https://www.kanagawa-chousashi.or.jp/kyoukai_mondai/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境】神奈川県内の土地の境界に関する紛争

【生活環境】神奈川県内の土地の境界に関連する相隣関係の紛争

アピールポイント

土地の境界に関する問題は、土地という不動産そのものが非常に価値の高いものであること、そして当事者の感情が強く関与することから、非常に複雑な事案に発展してしまうことがあります。また、そこには様々な法規が関連し、解決には高度な法律の知識を要するものであり、事案によっては公正かつ正確な測量の作業が必要となる場合もあります。

当センターは土地境界に関する専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が協同して、境界問題に関わる紛争の解決に取り組んでいます。また、土地家屋調査士が関与することで、問題の解決に登記申請が必要となる場合にも対応することができます。

手数料

申請手数料	55,000円（税抜価格50,000円）
期日手数料	11,000円（税抜価格10、000円） ※期日ごと
成立手数料	110,000円以上550,000円以内（税抜価格100、000円以上500、000円以内）
その他	上記の他、相談手数料、資料調査手数料、閲覧手数料等があります。

実施方法

実施日時	月～木／午前9時～午後5時（祝祭日を除く）
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	6か月～1年
オンラインによる申込み	相談：可能 、 調停：不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

当事者の所有地の境界が不明であったことに起因して紛争にまで発展していたが、調停における合意の結果、土地家屋調査士による測量鑑定を実施し、境界標の復元及び設置を行い、境界確認書を取り交わすに至った。

その他特記事項等

当センターは、境界に関する紛争当事者の話合いをサポートする調停業務だけでなく、境界問題にお悩みの方への相談業務も行っています。土地家屋調査士1名と弁護士1名が2時間まで、専門的な知識を活用して事案の詳細な検討を行い、今後の対策までを御提案しています。ぜひ当センターでの相談業務も御活用ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0047.html）を御覧ください。

認証番号【084】
認証年月日 平成22年12月27日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県行政書士会
住所	横浜市中区山下町2番地　産業貿易センタービル7階
名称	行政書士ADRセンター神奈川 TEL：045-577-6322 E-mail：soudan@adr-gyouseisyoshi.org URL：www.adr-gyouseisyoshi.org/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】
　相談は料金無料：回数制限なしで実施しておりますので、お気軽にご相談ください。（ただし、面談は要予約となります。）
●愛護動物に関する紛争：神奈川県内に住所または居所を有する者が飼養する愛玩動物による咬傷事故、近隣問題、獣医療、売買その他愛護動物に関する紛争
●敷金返還等に関する紛争：神奈川県内に所在する居住用賃貸借住宅についての敷金の返還または原状回復に関する紛争
● 外国人の職場環境等に関する紛争：神奈川県内に事業所を有する事業者に雇用または神奈川県内に派遣さている外国人の労働環境等の紛争及び学校における教育環境の紛争
【交通事故関係】
●自転車事故に関する紛争：神奈川県内にて発生した自転車の走行に起因する事故の紛争

アピールポイント

・利用者の利便を考慮し、調停実施期日については柔軟に対応します。
・調停室等の設置については、守秘義務に配慮して設置しております。
・調停人候補者33名を、名簿登載しております。
・学術委員を含む6人で構成する評価委員会により運営の向上を図っております。

手数料

申請手数料	2,200円（税込：申込人の負担）
期日手数料	4,400円（税込：第一回期日は申込人に、二回目以降は双方で折半が原則）
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

実施日時	随時
手続実施者の構成	調停人候補者名簿登載の行政書士1名・手続関与弁護士1名の2名構成を原則
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
1. 自転車が後方より歩行者に接触転倒させ負傷させたもので、症状固定後の2回目の調停期日で合意成立
2. 敷金返還で1回目の調停実施後返金額の話し合いを当事者間で行い解決（申込取り下げ事案）
【相談事例】
1. トリマーサロンでの事業者と飼い主のトラブル　2.ドッグカフェでの犬同士の喧嘩によるトラブル

その他特記事項等

　相談は料金無料：回数制限なしで実施しておりますので、お気軽にご相談ください（ただし、面談は要予約となります。）。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0084.html）を御覧ください。

認証番号【167】
認証年月日 令和2年4月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　びじっと・離婚と子ども問題支援センター
住所	神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号
名称	ADRくりあ TEL：045-263-6565 E-mail：visit.clear@gmail.com URL：http://www.npo-visit.net

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【取扱分野】子の監護（面会交流）に関する紛争
面会実施上の問題、面会頻度や時間などの条件設定、子の成長に合わせた条件変更等
【対応地域】全国対応可能（Zoomによるオンライン調停）

アピールポイント

①平日、土日祝日、夜間（20時開始まで）と自由度の高い期日設定が可能です。
②Zoomによるオンライン調停で、全国対応が可能です。
③面会交流支援団体が14年間の支援で獲得した知識と現場経験をいかして調停に当たります。
④お困りごとに関して、調停手続前に相談を受けることができます。
⑤相手方が応諾しない場合は申立手数料の半額を返金します。

手数料

申請手数料	11,000円（双方）　（びじっとの面会交流支援利用者は割引制度あり）
期日手数料	11,000円（双方）
成立手数料	16,500円（双方）
その他	郵便料2,000円　（任意）事前相談　3,300円～

実施方法

実施日時	平日、土日祝日、夜間（20時開始まで）
手続実施者の構成	弁護士、面会交流支援経験者から2名構成
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

○離婚時に取り決めたとおりに面会交流が実施されないので、状況を改善したい。
○離婚時に取り決めた条件見直し時期になったので、条件を見直したい。
○現在、支援者付添のもとで面会しているが、付添なしの面会に変更したい。
○現在おこなっている面会交流で発生している問題を協議し、解決したい。
○面会時に守るべきルールを設定・合意して、安心して面会交流をおこないたい。
○子どもに障碍があるため、個別の面会計画を策定してから面会交流をおこないたい。

その他特記事項等

●14年に渡り培ってきた面会交流支援の専門的知識と面会現場の実務経験を十分にいかし、お子さんと、お父さん、お母さんのための面会交流開始を支援します。
●土日祝夜間の調停が可能なので、働くお父さん、お母さんにも利用しやすい形態です。
●相手から住所秘匿したままでの調停が可能です。
●どう解決していいかわからない、という場合はまず「相談」をご利用ください。
●面会交流に支援が必要な場合は、支援団体へシームレスにつなぐことが可能です。
（関東近郊の場合）

・詳細は、こちら（https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0167.html）を御覧ください。

認証番号【124】
認証年月日 平成25年3月12日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県司法書士会
住所	新潟県新潟市中央区笹口1丁目11番地15
名称	**新潟県司法書士会話し合いサポートセンター** TEL：025-244-5121 E-mail：n-shiho@crest.ocn.ne.jp URL：https://niigata-shiho.net/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
【家事事件】相続に関する紛争
対応可能地域；新潟県内全域、県外地域は一部対応可能（詳しくはお問い合わせください。）

アピールポイント

1．当事者の皆様の都合に合わせ、土日祝日・夜間も実施可能です。
2．申込受理後は、申込人・相手方共に1回ずつ司法書士による法律相談が無料にて受けられます（民事に関する紛争）。
3．1事案ごとに、専属の事件管理者（司法書士）1名が付き、手続全般について御案内いたします。
4．当事者の一方が遠隔地にいる等の場合に、Zoom等を利用したオンライン調停を行うことも可能です（ただしご希望に添えない場合もございます）。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	5,500円
成立手数料	合意書作成手数料 22,000円、合意成立手数料（別表）
その他	遠隔地手数料5,500円、証明書発行手数料 550円、謄写費用 20円

実施方法

実施日時	当事者の都合に合わせ、土日祝日・夜間も実施
手続実施者の構成	民事に関する紛争：司法書士1名以上　相続に関する紛争：弁護士1名及び司法書士1名以上
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・売掛金に関する紛争
相手方が請求金額の一部支払い、申込人は残りを放棄することで和解成立
・専門学校の学費の支払に関する紛争
申込人の学費請求につき、相手方が一部支払うことで和解成立
・既婚男性との交際に関する紛争
相手方が慰謝料を支払うこと、双方、今後の関わりを持たない旨の、合意書を作成し、和解成立
【想定事例】
・相続人の全部又は一部で遺産分割協議が調わない場合の話合い

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会のホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0124.html）を御覧ください。

認証番号【058】
認証年月日 平成22年2月10日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県社会保険労務士会
住所	新潟県新潟市中央区東大通2丁目3番26号
名称	**社労士会労働紛争解決センター新潟**

TEL：025－250-7759
E-mail：info@sr-niigata.jp
URL：http://www.sr-niigata.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争
（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）

アピールポイント

平日の昼間に時間の取れない人のために、毎月第1火曜日は実施時間を午前10時から午後8時までとしています。
また、新潟県社会保険労務士会のHPに解決センターの詳細を掲載しています。

手数料

申請手数料	なし （令和3年9月8日から2年間）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	上記のほか、調査費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

実施日時	月～金/午前10時～午後3時、第1火曜日は午前10時～午後8時
手続実施者の構成	特定社労士2名、弁護士1名の3名構成が原則
解決までの標準期間	約2か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【解決事例】
申立人が、被申立人から自己都合による退職ではなく、パワハラによる精神的苦痛を受けたことにより退職に追い込まれたとの主張により、解決金支払を求めるためのあっせんの申立てを受けつける。
申立人に対して、被申立人が和解金として40万円を支払うことで和解しました。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0058.html）を御覧ください。

認証番号【131】
認証年月日 平成26年5月21日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県土地家屋調査士会
住所	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5　三好マンション鏡橋3階
名称	境界紛争解決支援センターにいがた TEL：025-378-5444 E-mail：nii-cho@nii-cho.jp URL：http://nii-cho.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争　（新潟県内のみ対応可能）

アピールポイント

・調停手続の申立てに先立って、当事者の希望による無料の「受付面談」（紛争の整理と手続等の説明）を、近くの調査士事務所等で受けられます。
・紛争の内容によっては、他の解決手続等の紹介も行い、早期の解決を支援します。

手数料

申請手数料	受付面談：無料、相談手続：22,000円（期日手数料込み）、調停手続：22,000円
期日手数料	調停手続（1回目）：27,500円（申立人負担） 調停手続（2回目以降）：27,500円（等分負担）
成立手数料	220,000円（等分負担）
その他	上記の他、調査（資料・現地）費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

実施日時	月～金　午前10時～12時　午後1時～4時半 （センターの業務を行わないものとしてあらかじめ指定した日を除く）
手続実施者の構成	認定土地家屋調査士（法務大臣がADRに必要な能力があると認定した者）2名、弁護士1名で構成します。
解決までの標準期間	約3.5か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・長期の境界紛争を、納得できる筆界確認に基づいて解決に導きました。
・筆界特定後も継続する所有権範囲の紛争を、話し合いによる合意に導きました。
・負担の少ない解決手続の選択を、当事者に支援しました。

その他特記事項等

・認定土地家屋調査士のADR能力を高めるため、毎年必要な研修を実施しています。
・当事者の早期解決を支援するため、代理人（弁護士）や補佐人（土地家屋調査士）の紹介制度（補助金有）があります。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0131.html）を御覧ください。

認証番号【070】
認証年月日 平成22年4月26日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県行政書士会
住所	新潟県新潟市中央区笹口3丁目4番地8
名称	行政書士ADRセンター新潟 TEL：025-248-1038 E-mail：info@niigata-gyousei.or.jp URL：http://www.niigata-gyousei.or.jp/adr/index.html

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

（1）外国人の職場環境等に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）
（2）愛護動物に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）
（3）敷金返還等に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）
（4）自転車事故に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）

アピールポイント

（1）所属する手続実施者は、取り扱う紛争範囲に対する広範な知識と調停手続に向けての実践的な訓練を積んでいます。
（2）調停手続を実施する前に、無料で相談を受けることができます。
（3）相手方が話合いに応じるための工夫をしています。
（4）調停手続は、当事者が希望する期日、場所で実施することができます。
（5）当事者が同席できるための工夫をしています。
（6）調停手続が行われなかった場合、調停手数料を返還いたします。
（7）当事者が仰ることに耳を傾け、紛争解決をするための最大限の支援を行います。

手数料

申請手数料	4,191円（消費税込み）
期日手数料	4,191円（消費税込み）
成立手数料	合意書に解決額として示された経済的利益の額の100分の5
その他	調停依頼時に、成立手数料を除き、手数料総額をお示しいたします。

実施方法

実施日時	毎週火、木曜日午前10時～午後4時（祝休日、年末年始は休み）
手続実施者の構成	行政書士、弁護士
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	準備中
オンライン調停	準備中

解決事例・相談事例等

（1）解決事例は、愛護動物に関する紛争、敷金返還等に関する紛争であります。
（2）相談事例は、外国人の職場環境等に関する紛争、愛護動物に関する紛争、敷金返還等に関する紛争、自転車事故に関する紛争の全般にわたる問い合わせがあります。

その他特記事項等

（1）小中高等学校の児童・生徒向け出前授業の実施依頼
グループワークを通じお互いに話し合い分かり合える関係性を構築する提案をします。
（2）教員向け出前授業の実施依頼
グループワークを通じ父兄と向き合う時の傾聴方法、課題解決に取り組む方法を提案します。
（3）各種団体からのグループワークを使用した研修依頼
（4）各種団体からの講演依頼

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0070.html）を御覧ください。

認証番号【134】
認証年月日 平成27年1月23日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山梨県司法書士会
住所	山梨県甲府市北口一丁目6番7号
名称	山梨県司法書士会調停センター　ちょっくらはなすけ TEL：055-253-6900 E-mail：hanashiai-chokkura-hanasuke@yamanashi-shiho.or.jp URL：http://www.yamanashi-shiho.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】山梨県内における紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）

アピールポイント

事件管理者及び手続実施者は、話合い促進のトレーニングを受けた認定司法書士です。
当事者の希望の日時・場所で手続を実施することができます。
山梨県司法書士会総合相談センターの開催する無料相談会を御案内することができます。
事前に連絡して説明する等相手方が話合いに応じていただけるよう誠心誠意呼びかけを行います。
第1回目の期日に限り、手続を無料で実施しています。

手数料

申請手数料	申込事務手数料：金5,500円（税込。以下同様）
期日手数料	手続実施手数料：金11,000円（第2回目以降の調停期日1回につき）
成立手数料	合意書作成手数料：金66,000円
その他	※申込事務手数料は申込人が、第2回目以降の手続実施手数料及び合意書作成手数料は申込人及び相手方双方が負担します。 ※原則として、納付された手数料は返還いたしません。ただし、申込みを不受理としたとき等一定の場合には手数料の一部又は全額を返還する場合があります。

実施方法

実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）
手続実施者の構成	司法書士法第3条2項に規定する司法書士（認定司法書士）
解決までの標準期間	数か月
オンラインによる申込み	検討中
オンライン調停	検討中

解決事例・相談事例等

・貸したものを返してほしい。
・親戚に貸した車が壊れて帰ってきたが、直してくれない。
・私道に車を勝手に停めていて、通行等の妨げになっているのでやめてほしい。
・隣人の騒音に悩んでいる。アパートの賃貸契約を見直してほしい。
・部屋のクリーニング代金を支払ってくれない

その他特記事項等

手続は非公開です。また、調停手続に関与する者には、守秘義務を課しています。
安心して御相談・お申込み下さい。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0134.html）を御覧ください。

認証番号【092】
認証年月日 平成23年3月22日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山梨県社会保険労務士会
住所	山梨県甲府市酒折1-1-11日星ビル2F
名称	社労士会労働紛争解決センター山梨 TEL：055-244-6064 E-mail：ysr-adr@opal.ocn.ne.jp URL：http://www.y-sr.com

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働分野】労働関係紛争
解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境を中心に法的紛争を扱います。
※ 山梨県のみ対応可能

アピールポイント

・当センターは、平成23年7月に設立されて以来、毎年研修会を行い、会員の資質の向上に努めています。
・社会保険労務士は、労務管理の専門家です。また、土曜・日曜・祝祭日でのあっせん業務にも対応しています。
・令和4年12月8日までは、申請手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）ただし、令和4年12月8日までは無料。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	平日・土・日・祝祭日の午前10時から午後8時まで（年末年始を除く）
手続実施者の構成	弁護士1名及び特定社会保険労務士2名のあっせん委員にて対応
解決までの標準期間	開始決定からおおむね1か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【解決事例】
パワハラ、解雇、不利益変更（労働条件の切り下げ）等の労使間のトラブル解決

その他特記事項等

・当社労士会においては、毎月3～4回の無料相談会を開催しています。
また、社労士会総合労働相談所においての無料相談も受け付けています。
（開催日・開催場所・連絡先は、「山梨県社会保険労務士会」のホームページを御覧ください）

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0092.html）を御覧ください。

認証番号【122】
認証年月日 平成25年2月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県司法書士会
住所	長野県長野市大字南長野妻科399番地1
名称	**長野県司法書士会調停センター** TEL: 026－232－7492 E-mail: lei01722@nifty.ne.jp URL: https://www.na-shiho.or.jp

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～ 貸金・損害賠償等の金銭請求に関する紛争、相隣関係に関する紛争、不動産（賃貸借・敷金返還・売買）等に関する紛争、その他140万円を超えない民事紛争を広く扱う～
＊ 長野県内で調停を開催できる事案を想定しています。

アピールポイント

・運営スタッフ、調停手続実施者（調停人）は、全て紛争解決能力に優れた長野県司法書士会の会員です。

・受付等の事務手続は平日に限らせていただきますが、調停の実施は、当事者の御都合により、休日や夜間でも対応いたします。

・調停の実施場所については、当事者のお住いの地域内にするなど、柔軟に対応いたします。

・令和4年3月31日までに申込を受理した事案については、申込手数料のみで利用ができますが、令和4年4月1日以降の手数料についてはHPをご参照ください。

・激甚災害による紛争の場合、手数料は無料になります。（令和元年台風第19号による災害を起因としたトラブルも対象となります。詳細については、お電話でお問い合わせください。）

手数料

申請手数料	3,300円（税込み） ＊激甚災害による紛争の場合、免除になります。
期日手数料	1期日につき11,000円（税込み）
成立手数料	合意成立の金額に応じて5,500円～22,000円（税込み）
その他	令和4年4月1日以降、変更になる可能性あり。上記のほか、閲覧手数料等がある。

実施方法

実施日時	調停実施日時については、本センターと当事者の合意により決定
手続実施者の構成	司法書士2名を原則とする
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	―
オンライン調停	令和4年度内には実施できる見込みです。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・動産の毀損に伴う損害賠償に関するトラブル
・金銭の支払に関するトラブル
・隣地土地所有者同士の土地の利用関係をめぐるトラブル
・賃貸建物の退去費用をめぐるトラブル

その他特記事項等

長野県司法書士会ホームページ（http://www.na-shiho.or.jp）トップページ上部中央の「調停センター」をクリックしていただくと、手続の流れが分かります。

「話し合いをサポートするプロがいます」

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0122.html）を御覧ください。

認証番号【099】
認証年月日 平成23年4月11日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県社会保険労務士会
住所	長野県長野市中御所1丁目16－11
名称	**社労士会労働紛争センター長野** TEL：026-267-6200 E-mail：jimukyoku@sr-nagano.or.jp URL：sr-naganoor.jp/modules/pico/index.php/content0190.html

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

長野県のみ対応可能

アピールポイント

あっせん委員は、労務管理等の業務に精通する特定社会保険労務士のうち、特に労働問題に精通し、かつ、個別労働関係法制に関し造詣が深く、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者の中から選任されます。また、長野県社会保険労務士会労働相談所と連携し、手続きを実施する前に無料で相談を受けることができます。

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	あっせん委員が出張した場合等は交通費等の実費を請求する場合がある

実施方法

実施日時	月～金／午前9時～午後5時
手続実施者の構成	あっせん委員である特定社会保険労務士2名の構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

・不当解雇に対するあっせんの申立て
・パワーハラスメントに対するあっせんの申立て
・日常的なハラスメントによる精神疾患及び退職を余儀なくされたことに対するあっせんの申立て
・試用期間満了による雇止めに関する相談

その他特記事項等

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0099.html）を御覧ください。

認証番号【051】
認証年月日 平成21年12月18日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県土地家屋調査士会
住所	長野県長野市大字南長野妻科399番地2
名称	境界問題解決支援センター長野 TEL：026－232－5501 E-mail： URL：http://www.nagano-chosashi.org/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】 長野県内のみの土地の境界に関する紛争

アピールポイント

・当センターは平成21年に認証を受け、認証紛争解決事業者としては全国で51番目、長野県では第1号です。
・境界紛争に関わる事件に対して、弁護士との協働で対処するため、利用してもらうことにより迅速、又、適切な処理ができる解決方法を図るようにしています。
・実施場所は利用者の負担軽減の為、県内4地区にて設定しています。
・紛争解決のための窓口としての相談業務の充実を図っています。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	1回目（申立人負担） 22,000円、2回目以降（当事者負担）期日ごとに各自11,000円
成立手数料	（当事者の意見を聴き負担割合を決める） 110,000円
その他	上記のほか、調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

実施日時	月～金／午前10時～午前12時、午後1時～午後4時30分まで （ただし、祝祭日他運営規程に定める日を除く）
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月を目標として半年を目途にしている
オンラインによる申込み	実施していません
オンライン調停	実施していません

解決事例・相談事例等

【解決事例】
申立人及び相手方が所有する土地の境界位置に認識の相違があった。
現地調停を含め4回の調停を行った結果、両者が合意に至り、和解が成立した。

その他特記事項等

調停の実施場所は、紛争土地所在地・申込者の居住地を勘案して、県内東信・北信・中信・南信4か所のいずれかに設定しています。

相手方不応諾の場合については、申込手数料の80％は返還いたします。

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0051.html）を御覧ください。

認証番号【161】
認証年月日 平成31年2月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県行政書士会
住所	長野県長野市南県町1009－3　長野県行政書士会館
名称	**長野県行政書士紛争解決センター** TEL：026-224-1300 E-mail：gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp URL：https://www.nagano-gyosei.or.jp/

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

★外国人関係・・・職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざこざについてのトラブル（生徒の方・学校の方）など
★愛護動物（ペット）関係・・・咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブルなど
★住宅敷金関係・・・敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブルなど
★自転車事故関係・・・自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故に伴うトラブルなど

アピールポイント

◎電話でのお問い合わせについては、センター長が対応いたします。
◎開催場所は、長野県行政書士会館（長野市）のほかに長野県内各所ご希望の場所（公民館やその他公共施設）で開催できます（出張費用負担なし）。
◎相談料無料。申込手数料無料。
◎相手方が話し合いに応じない場合は、期日手数料は返還費用を差引き返還します。

手数料

申込手数料	11,000円（※受理後は返還しません）
期日手数料	11,000円
成立手数料	紛争解決額の100分の5（11,000円に満たない場合は11,000円）
その他	※申込手数料は、当面（令和5年3月31日まで）無料とします。

実施方法

実施日時	毎週水曜日10:00～16:00（要予約）/問合せ　月～金曜日　10:00～16:00
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	研究中
オンライン調停	研究中

解決事例・相談事例等

★住宅敷金関係について、①賃貸住宅の家主が変更し、新旧の両家主から賃料請求を受けているがどうしたらいいか相談。②退去時に敷金と日割りの家賃を返還してくれない。返還予定額以上の請求をされているがどうしたらいいのか相談。話合いでは解決しそうもない。③消費税増税前に土地を購入したが、代金支払いが増税後となり増額分を請求されたとの相談。④賃貸住宅退去時に家主から清算金の請求が出された。敷金返還等の内容に疑義があるがどうしたらいいか相談。
★自転車事故関係について、①自転車を運転していた相談者が、歩行者をはねる事故。自転車保険、傷害保険などに加入していないとの相談。今後示談交渉中なので状況に応じて対応。

その他特記事項等

まずは、ご相談ください。
長野県行政書士紛争解決センター
TEL.(026)224-1300　FAX.(026)224-1305　https://www.nagano-gyosei.or.jp/

お問い合わせ　受付 平日10:00～16:00
具体的なご相談　水曜日10:00～16:00（要予約）

・詳細は、こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0161.html）を御覧ください。